日本大調和会

基本文章

正本

前文・第一章〜第四章・後文

皇紀 2686 年
令和 8 年 10 月 1 日 正本版

目次

前文　結党宣言……3

第一部　理念と統治原理……4

　第一章　理念――日本大調和とは何か……5

　第二章　立憲公徳民主主義……10

　　第二章十　十七条憲法――和し、論じ、私を公へ向ける……26

第二部　五つの歴史的使命――五大政策……29

　第三章　五つの歴史的使命……30

第三部　日本大調和会の実践と責任……40

　第四章　理念を自らの仕事にする……41

後文　預かった日本を、未来へ……45

注・参照資料……48

思想体系　正本図集……55

本書は、日本大調和会の理念と統治原理、五大政策、本会自身の実践と責任を三部に分けて示す基本文章です。組織・会計の詳細と滋賀県三大政策は、それぞれの別冊で扱い、詳細な解釈は別冊『日本大調和義解』で示します。著者の「私記」は別冊とし、正本の一部でも、会員に求める信条でもなく、一周年再検証の対象にも含めません。本書の言葉の由来は義解で、疑問や反論への回答は Q&A で示します。難しい語には初出を中心にルビを付し、短い語義と読む先を Q&A 巻末「用語の手引き」にまとめました。

本会の実践と文書の再検証は、第四章に定める手続に従います。

前文　結党宣言

日本は悠久の昔、大陸から離れ、海に抱かれながら、長い歴史と独自の文化を育んできた、かけがえのない国です。

皇統（こうとう）は、この国を大和として一つに結び、二千数百年の歴史をつないできました。

遠くはローマやペルシアの文化にも触れ、インドの聖人に敬意を表し、中国大陸の様々な王朝の影響も受けてきました。

そして、現在は海を渡ってきた嵐に吹かれ、日出づる国は、山桜が霞むところにいます。

私たちは、その美しい国『日本』の元の姿を取り戻し、新しい音色で世界に調和を奏でます。

皇統、国土、言葉、歴史、文化、自然と家族の営みは、幾世代もの仕事と祈りによって今へ届きました。

私たちは、その悠久の歩みの途中に立っています。

私たちは、日本の歴史を貫いてきた皇統を、国家の歴史的継続性の基軸とします。

男系男子による皇統の継承を守り、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴、歴史と伝統の礎として敬います。

私たちは、国民を大御宝（おおみたから）として尊ぶ統治理想を、『シラスの政（まつりごと）』として敬います。天皇の祭りと祈りは国民の安寧を願うお務めとして受け止め、国民は互いに兄弟として、現在の政治を担います。

私たちは、この「シラス」の統治精神を、今後の日本の国の方針として再定義します。

政治とは、今を生きる国民の安寧を守り、受け継いだ日本を手入れし、国の力を育て、未来の選択肢を増やす営みです。

一人ひとりが自らの人生を大切にしながら、相手の立場を思い、社会への責任を担い、受け継いだものを次の世代へ渡す。

私と貴方と社会を結ぶ横の軸。過去と先祖と未来と子孫を結ぶ縦の軸。

この軸があって、初めて政治を語ることができます。

人類は一つの一族であり、四海の内、皆兄弟です。私たちは、家族への愛を出発点に、すべての子を我が子と考え、その心を故郷へ、日本へ、世界へ及ぼします。近くから始めることは、遠くを閉ざす理由にはなりません。

兄弟であることは、互いの違いを侵さない理由です。同じになる理由ではありません。私たちは、その心を礼をもって及ぼします。

大調和とは、異なる軸を持つ様々な立場の人々が、それぞれの尊厳と役割を保ち、事実を共有し、互いに論じ、公正な手続で決め、ともに結果を引き受ける秩序です。

私たちは、日本の地域の違いを国の力へ結び、世代の違いを未来への知恵へ結びます。

そして、その不断の努力を世界の大調和につなげます。

日本は自らの足で立ち、互いの主権（しゅけん）、歴史、文化を尊重する国々と、世界の平和と繁栄を築きます。

戦後百年、日本国憲法百年が近づく令和の今、日本は次の百年の入口に立っています。

日本のかたちを国民参加で定め、日本の自然と文化と日本人を大切にしながら、次の時代を築きます。

先人から受け継いだ『日本』に責任を持ち、今を生きる国民の安寧に尽くし、未来の日本人へ、未来の家族へ、より良い『日本』を引き渡す。

この志をもって、私たちは、日本大調和会を結党します。

第一部

理念と統治原理

第一章　理念――日本大調和とは何か
第二章　立憲公徳民主主義

第一章　理念――日本大調和とは何か

主旨　異なる人と地域が、それぞれの尊厳と役割を保ちながら、国民の安寧と日本の継承へ向けて、共通の公を築く。それが、本会の目指す日本大調和です。

一　日本国という継承共同体

継承共同体とは、先人から受け取った国土、文化、技術、制度を手入れし、今の仕事を加えて次の世代へ渡していく共同体です。

日本を、この継承共同体として捉えます。国土、言葉、文化、技術、制度に刻まれた先人の仕事へ、今を生きる私たちの仕事を重ねます。

この列島の人々には、縄文以来の祖先を共有するつながりがあります。本会は、アイヌの人々、琉球の人々、本土の人々を、それぞれの歴史を歩んできた兄弟とみます。私たちは、その違いを消さず、同じ家の兄弟として受け継ぎます。〔注 30〕

国を守るために命を捧げられた英霊へ、感謝と敬意を捧げます。同時に、戦争とその前後の混乱によって命を失い、傷つき、家族や故郷を失った国内外の人々を追悼します。誇りと功績だけでなく、戦争、災害、貧困、失政の苦難も、私たちが学ぶべき歴史です。

受け継ぐには、由来を知り、そこにどのような願いや仕事が託されてきたかを考えることが必要です。農地や森林は手を入れ、技術は人を育てて伝え、文化は暮らしの中で続ける。制度は今の暮らしに照らして改め、次の世代が自ら選び直せる余地を残します。

守るものを守り、失われた大切なものを取り戻し、今の時代に必要な仕事を加える。それを、現在の日本を担う私たちの責任とします。

二　皇統と、大御宝たる国民を尊ぶ政治

大御宝（おおみたから）は、歴史的に国民・人民を表してきた言葉です。本会はその言葉に学び、国民一人ひとりを政治の目的として尊び、その生命と暮らしを守るという統治理想として受け止めます。

皇統（こうとう）は、日本国の歴史的伝統の基軸です。日本の歴史を表す最も象徴的な存在です。

私たちは、日本国の象徴である天皇と、その歴史的な基盤である皇統を、男系男子による継承によって守ります。天皇の地位が主権（しゅけん）の存する国民の総意に基づくことは、現行憲法の定めのとおりです。

天皇を日本国及び日本国民統合の象徴、歴史と伝統の礎として敬い、皇統を支える皇室を大切にします。

皇統が日本の時間を結び、国民が現在の日本を担います。

皇統は、血縁による継承の系譜です。私たちは、直系での継承が難しい時にも、傍系から迎えて皇位を継いできた歴史的努力を受け継ぎます。記紀をはじめとする史料が伝える系譜と、その後の継承の歩みを大切にします。本会は、天皇が祭りと祈りを通じて国民の安寧を願われることを、日本の家を護るお務めとして受け止めます。

家族への愛を、自らの家族だけにとどめず、万人と万国へ向けて祈り続けること。私たちは、そこに皇統の務めを見ます。

国民は、一人の家長に判断を預けることなく、互いに兄弟として論じ、決め、担います。〔注29〕

政治の目的は、国民一人ひとりを大御宝として尊び、その生命と暮らしを守ることです。国民から託された権力と財源は、国民の安寧と日本国の持続のために用います。

安寧とは、生命と健康、自由と人格が守られ、日々の生活に見通しを持てることです。働くこと、学ぶこと、住まいや食を確保すること、家族を育てること、医療や介護を受けること。これらを支える交通、エネルギー、地域のつながりも含めて考えます。

病気や失業、商いの失敗、災害に遭っても、暮らしを立て直す道があることも安寧です。公的な制度と社会の支えによって、再び自分の人生を選べるようにします。

政策は、言葉ではなく暮らしの変化で確かめます。所得や住居費、税・社会保険料を引いた後の暮らし、医療・教育の受けやすさ、治安や防災、孤立や地域差を見る。今の安心を守りながら、次の世代の選択肢を狭めないことを、国益の中心に置きます。

三　私と貴方と社会、先祖と子孫

中今（なかいま）とは、悠久の過去から未来へと続く時の流れの中にある「今」をいいます。神社界では、その今に自らが生かされていることを自覚し、一刻一刻を大切に生きる心得として説かれます。本会は、受け継いだ命と歴史、未来への責任を、現在の判断と行いに引き受ける立ち位置として学びます。

本居宣長は『続紀歴朝詔詞解』において、「中今とは今をいふ也」と説明し、その「中」には、今の世を盛んな真ん中の世としてたたえる心があると解しました。この語は戦前、国家への献身を説く文書にも用いられました。本会は、宣長が中今を端的に「今」と解したことを踏まえつつ、「中」を先祖と子孫の間、私と貴方と社会の間と読み替え、一人の人間がその交わりに立つ現在の自覚の語として用い、受け継いだものを今日の生き方に生かします。縦の読みは神社界の心得と重なり、横を加えて一人の立ち位置とするのが本会の用法です。〔注 32〕

縦の軸は、先祖から私たち、そして子孫へ続く生命と歴史のつながりです。父母にも父母があり、その先にも生命の連なりがあります。自分の系譜をたどることから、他者の系譜や、世界の人々との生命のつながりへ目を向けます。

横の軸は、今を共に生きる私と貴方と社会のつながりです。家族、地域、職場で関わる人だけでなく、会ったことのない人の働きにも支えられ、自分の仕事も誰かの暮らしに届いています。

生まれた家庭も、育った土地も、引き受けてきた仕事も異なります。誰もがそれぞれの縦と横を持ち、その交わるところに、今を生きる私がいます。貴方がいます。この立ち位置を自覚することを、本会は中今の考え方に結びます。

先人が築いた水路や道路、育んできた言葉や文化。そして、大切に守り、手を入れてきた土地や水、田畑。これらには、それぞれの時代の今を生きた人々の営みが重なっています。その時代の横のつながりの中で行われた仕事が、次の世代へ受け継がれ、縦の歴史となってきました。日本という国の歴史そのものが、こうした中今の連続によって形づくられてきました。

自分を大切にすること、相手の事情を思うこと、社会への責任を果たすことを、一つのこととして考えます。今を生きる国民の生命と暮らしを守り、受け継いだ日本に必要な手入れと私たちの時代の仕事を加えて、次の世代へ渡していきます。

私たちは、家族を思い、故郷を思い、受け継いだ日本を大切にし、より良い姿で次代へ渡そうとする心を、愛国心の基に置きます。

家族や自分にとっての大切な人への愛は、地域や故郷への責任へ、日本への愛は、今を生きる国民の安寧と未来の子孫への責任へ広がります。その愛国心を、大御宝たる国民一人ひとりの主権と尊厳を守り、他国の主権、歴史、文化を尊重する政治に表します。

四　違いを力へ変える日本大調和

本会は、人類を一つの一族とみます。日本は、皇統を中心に系譜を語り継ぎ、外から来た人々もその歴史に加わって続いてきた一つの家と考えます。中心は血で守り、家は務めで開く。〔注 28〕

大調和とは、異なるものが秩序の中で響き合い、違いを持った人々がそれぞれの尊厳と役割を保ちながら、共に生き、共に仕事を続けられる社会です。違いを消すことではありません。以上が、前文に記した秩序を暮らしの側から言い換えたものです。

日本伝統の八百万の神に、土地や営みごとに異なる存在と働きを受け止める心を学びます。山や川、田畑、家、仕事、祭りには、それぞれの意味と、それを担ってきた人々がいます。

人の違いも同じように受け止めます。生い立ち、年齢、職業、家族のあり方、考えの違う人々が、それぞれの尊厳と役割を持ち、共に暮らす。その関係を、大調和として目指します。

共同の問題に向き合うときは、事実を確かめ、経験や願いを聴き、理由を出し合って決めます。意見が分かれても、相手の尊厳を損なわず、公正な手続を守ります。

決定には結果を引き受ける責任が伴います。少数意見にも、見落としていた事実や、先の危険を知らせる指摘があります。採用しなかった理由とともに残し、結果が出たときに読み直します。暮らしがどう変わったか、地域に何が残ったかを確かめ、必要なら判断を改めます。

政策の判断には、人の尊厳を礎にした全体最適を置きます。

全体最適とは、人の尊厳、基本的人権、国民主権、法の支配を前提に、事実、一人ひとりの真実、現実の制約、利益と負担、現在と未来、全国と地域、数字で表せる価値と数字だけでは表せない価値を同じ机に置き、その時、その場所、その条件で最も多くのものを生かす解を求めることです。

何を優先するかは、理由とともに示します。複数の案を比べ、誰にどの利益と負担が及ぶかを明らかにし、金額に直しにくい暮らしや文化の価値も判断に含めます。結果を確かめながら現在の最善を不断に更新することを、「最適解の最大化」と捉えます。

なお不利益が残るときは、それを受ける人と、避けきれない理由を明示します。負担を減らす方法、必要な補償や生活の支援、異議申立てと再検討の条件を、決定と併せて定めます。賛成が多かったことだけで、残った不利益への責任を終えません。

中庸・時中――原則を守り、時に応じて判断する

私たちは儒学の中庸（ちゅうよう）に、偏りと過不足を省み、時と事情に応じて道理にかなう判断を選ぶ姿勢を学びます。『中庸』にいう「時中（じちゅう）」には、守るべき原則を保ちながら、その時に最も適切な手段と程度を見極める問いがあります。〔注 24〕

守るべき原則を明らかにした上で、事実、人の事情、費用、危険、時機を確かめます。必要な決断は先送りせず、目的への熱意が負担や副作用を見えなくしないよう、手段と程度を整えます。

『論語』の「君子は和して同ぜず」には、相手を尊重し、共に仕事をしながら、自ら考える責任を学びます。異論を恐れず、同調を求めず、理由をもって決め、反対意見も記録し、結果から判断を改めます。〔注 24〕

中庸・時中は、判断する者の節度と時機の見極めを深めます。全体最適は、その学びも踏まえ、事実を曲げず、一人ひとりの真実を切り捨てず、現実から逃げずに、現在の最善を選ぶ本会の政策判断の枠組みです。

異なる立場と真実を持つ人々が、事実を共有し、それぞれの尊厳を保って共に働ける関係を、本会は「中和（ちゅうわ）」と捉えます。異論や残る負担にも向き合い、その関係を保ち、改めていく。人と人との間では忠恕（ちゅうじょ）が、政策では全体最適と中庸が、その働きを支えます。一つひとつの中和を、地域、社会、国家へ積み重ね、その先の大調和を目指します。

五　地方から積み上げる政治

地方から積み上げる政治とは、地域で事実を調べ、暮らしの声を聴き、そこで得た知恵と課題を国の制度へつなぐ政治です。

地域には、それぞれの歴史と暮らしがあります。同じ制度でも、人口、産業、自然条件、生活圏が違えば、必要な取り組みは変わります。その土地を知る人が地域の課題を調べ、自ら考え、担えることを大切にします。

一つの水路にも、農地、住宅、道路、防災の問題が関わり、市町村と広域自治体の役割が重なります。現場で何が起きているかを調べ、誰が何を担うべきかを確かめるところから、政策をつくります。

六　経済と国力を育て、自立した日本を築く

経世済民とは、世を治め、人々の暮らしを支えるという意味の言葉です。経済と国力は、そのために育てます。

経済を、経世済民の営みとして捉えます。働いた成果が暮らしに返り、企業が人や設備に投資し、地域に仕事が残ることを重視します。

農林水産業や町工場、商店、建設、物流、金融、サービス業は、それぞれの場所で暮らしを支えています。中小企業が雇用と技術を次代へ渡せるようにし、国内で生まれた価値を賃金、消費、設備、研究、人材へ循環させます。

自らの進路を自ら決めるためには、それを支える力が要ります。日本を受け継ぐ人、暮らしを支える資源、可能性を広げる技術、仕事と所得を生む経済、国民と国土を守る国防。この五つの国力を育てることを、第三章第五に定めます。

自主独立とは、自国の皇統、国土、歴史、文化、言葉、自然を大切にし、自ら立つ力を持った上で、他国の主権や歴史、文化、信仰を尊重し、交易し、学び合い、対等に協力することです。

恒産・恒心――暮らしの条件と公徳

孟子の「恒産・恒心」に、人が道義と責任をもって生きるためには、暮らしの見通しが必要であるという問いを学びます。本会は、安定した生業を、自立と公徳（こうとく）を支える生活の基盤として捉えます。〔注 27〕

暮らしに見通しがなければ、家族を支え、地域に関わり、学び、次の世代へ仕事を渡す余裕を失うことがあります。だから政治は、働く機会、住まい、食、学び、医療、介護、そして病気、失業、災害や商いの失敗から立て直す道を整えます。

支えは、一人ひとりが再び選び、働き、学び、家族や地域の役割を担う力につなげます。自ら担える人は、その力を公へ返す。支えることと自立を促すことを、一つの循環として成り立たせます。

人に公徳と責任を求める政治は、人がその責任を果たせる条件を整える責任も負います。経世済民とは、一人ひとりが自らの人生を選び、務めを果たし、困難の後にも再び立ち上がれる土台を整える営みです。

第二章　立憲公徳民主主義

主旨　立憲公徳民主主義は、歴史を見つめ、未来に責任を持ち、法の枠内で公に論じ、現在における最適解の最大化を図る統治原理です。

立憲公徳民主主義とは、国家に必要な権限を憲法と法の中に置き、公徳をもってその力を用い、国民が論じ、定められた手続で決め、その結果を記録し、確かめ、必要なら改めていく統治原理です。

政策の目的と根拠は、人間観、人生観、幸福観に依拠します。政治が遠く感じられ、政治家の言葉が信じにくいのは、政策の前に、人とは何か、人はどう生きるか、人はいつ幸せを覚えるかが語られてこなかったことも一因だと、私たちは考えます。だから日本大調和会は、立憲公徳民主主義を語るにあたり、まず人と人生と幸せを語り、自分たちの人間観、人生観、幸福観を明らかにしたうえで、統治の原理と政策、そして私たち自身を語ります。

立憲、公徳、民主主義の根には、限りある人間を前提にする人間観があります。

① 人は違う。
② 人は間違う。
③ 人は欲を持つ。
④ 人は一人ではすべてを見通せない。
⑤ 人の生には限りがある。

この五つを「人間観の五つの前提」とし、政治を考える出発点に置きます。

人生にも、五つの前提を置きます。

① 人は、自分のことをいつまでも分かりきれない。
② 自分の姿は、他人を通して見えてくる。
③ 人は、誰かといるから、不幸にもなり、幸福にもなる。
④ 人は、受け取ったものを誰かに手渡して、初めて次の世代へ引き継ぐことができる。
⑤ 人は、一人では生きることができない。

この五つの前提が及ぶ関係を、身近な人から人類全体へ広げます。

本会の言う家族とは、血や形によらず、受け取ったものを手渡し合う関係にある人々です。親子、夫婦、養子、里親、共に暮らす者、よその子を我が子として案じる者。その関係の最も近い輪が家族であり、最も広い輪が人類です。

人生の①は第二章七・十に述べる自らを省みる姿勢に、④は第一章三の縦の軸に、②③⑤は横のつながりに重なります。人は、人との関係の中で、自分がここにいてよいのだと感じ、生きる意味を知り、幸せを覚えます。これが、本会の幸福観です。けれども、同じ関係が、不幸の入口にもなります。大切な相手ほど、思い通りにはなりません。自分もまた、思い通りには生きられません。自分だけが正しいと信じたとき、人は相手を否定し、関係は壊れます。人は違い、人は間違うからです。

相手の立場や事情へ心を及ぼすことを、恕（じょ）と呼びます。自分の良心と務めに誠を尽くすことが、忠です。忠恕（ちゅうじょ）を互いに行い、事実を曲げず、自分の真実も相手の真実も消さずに向き合います。人との関わりを整えるこの努力を、公職では、預かった権限の使い方にまで及ぼす。それが、公職における公徳の現れです。忠恕、全体最適、中庸（ちゅうよう）と中和（ちゅうわ）の関係は、第一章四に示し、第二章三・七でも扱います。

二組の前提は、本会が政治を考えるために自らに置く出発点です。国民を評する物差しではありません。相手にも、自分にも、同じようにあてはまります。

そして、まず公職に就く者自身にあてはまります。間違い、欲を持ち、すべてを見通せない人間が、人から預かった権限を使うのです。だから本会から公職に就く者、及び就こうとする者は、私を背きて公に向かい、権限は与えられた範囲で使い、約束はできることに限り、足りないものは足りないと言います。足るを知ることが、私を公へ向ける始まりだと、本会は考えます。〔注 19〕

この統治原理を、人の姿勢の言葉でも語ります。日本の歴史の中で受け継がれてきた神道・仏教・儒学から、人と公に向き合う姿勢を学びます。

神道からは、八百万の神への畏れと感謝、自然・祖先・皇統（こうとう）を受け継ぐ心と、中今を生きる姿勢を学びます。その心のあり方として尊ぶ清明心（せいめいしん）とは、清く明るく、偽りのない、まことの心をいいます。本会はこれを、自らを省み、人や物事に誠実に向き合う姿勢として受け止めます。怒りや悲しみも自分の心として認め、事実や他者への誠実さを失わずに扱います。戦前に国民の忠誠の語として説かれた歴史は知ったうえで、国民に求める徳目ではなく、公職に就く者が自らに課す誠実さの語として用います。〔注 33〕

仏教の無常・縁起（えんぎ）は、変化する現実と、多くの関わりに支えられた生へ目を向けさせます。自らの心を整え、智慧と慈悲をもって他者の苦しみに向き合う。その教えを日々の行いに表します。〔注 13・34〕

儒学は、自らを修めることと、人との関係を整えることを結びます。格物致知（物事に即して理を究め、知を確かにすること）と誠意・正心・修身によって自分を省み、仁と忠恕をもって人に誠を尽くす。礼、信、中庸、正名、公論の学びも、共に暮らし働くときの判断と行いに生かします。〔注 11〕

日本大調和会は、神道・仏教・儒学から受け継ぐ倫理と実践に、人が多くの関わりに支えられて生きることを自覚し、自らの心と行いを整え、他者にまことを尽くすという共通の本質を見いだします。〔注 34〕

この共通する実践を、先人への感謝と未来への責任を現在の行いに引き受ける公徳として受け継ぎます。三つの学びは、日本的立憲、公徳、日本的民主主義を担う者の姿勢を支えます。古典や宗教の語にはそれぞれ歴史上の意味があり、三つの学びと三つの政治原理を結ぶ構成は、本会が現代政治のために組み立てた独自の読解です。図 9 の九つの対応もこの整理を示し、三つの伝統の働きを一つずつに限定するものではありません。

日本では長い歴史の中で、神道・仏教・儒学が互いに影響し合い、人々の信仰、倫理、学問、統治観に深く関わってきました。本会は、この三つを日本の思想形成を支えてきた学びとして受け継ぎます。

近代には、立憲主義、議会政治、権利思想などを学び、戦後には国民主権（しゅけん）や基本的人権を基本原理とする現在の制度を築いてきました。

私たちは、この歩みにも大調和を見ます。何を守り、何を学び、何を改め、今の日本にどう生かすのかを考える。日本の歴史と思想に根を持ちながら、時代や国境を越えて積み重ねられた知恵にも学ぶ。それが、日本大調和会の姿勢です。〔注 17〕

図１　立憲公徳民主主義の全体像――前提から大調和へ



図は、人間観と人生の前提から、人と人の間の忠恕、三つの学び、判断と実践、立憲公徳民主主義の三原理、公の仕事と制度へ進み、中和を積み重ねて大調和へ向かう流れを示します。中今――縦の歴史と横の関係の交点に立つ現在の自覚――を立ち位置とし、敬（第二章七）がその姿勢を貫き、保ち続けます。家族への愛を持ち続ける敬と、その愛を万人と万国へ向けて祈る皇統の務めを一つの流れに置くのは、本会の読解です。各段の内容は、巻末の正本図集（図 2〜図 24）に分けて示します。

大調和は目指す結果です。シラスは、その結果へ向かう統治精神です。政治家は、国民から預かった権限と財源を、公のために用いて仕事をします。人と暮らしを知り、何を知り、何を考え、何をしたのかを国民へ知らせ、届いた声に応答し、結果を記録して次へ渡します。〔注 1・16〕

一　国民主権と人の尊厳

日本国の主権は、国民に存します。国民は代表を選び、公権力の判断を問い、救済を求めることができます。生命、自由、人格、思想、良心、信仰、表現、財産を尊重し、法の下の平等を守ります。〔注 2〕

皇統を歴史的継承の基軸として敬うことと、現在の政治を国民が担うことを、ともに大切にします。現行憲法において、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であり、国政に関する権能を有しません。〔注 2〕

男系男子による皇統継承を、本会が重んじる皇統の継承原理とします。女性も男性も、一人の人間として等しく人格と尊厳を持ちます。皇室の具体的な制度は、皇統の継承原理を守りながら、皇族一人ひとりの尊厳と公的な役割を踏まえて考えます。

政治の正統性は、国民から適正に権限を託されたことにあります。その権限の使い方が正当であったかは、法に従ったか、公徳に照らしたか、公正な手続を守ったか、国民の安寧と国益に役立ったかによって問われます。信任を受けた者は、決断と説明の両方を担います。

国籍と選挙資格・公職

国及び地方公共団体の公職を選挙する資格と、その公職に立候補する資格は、日本国籍を有する者に限ります。永住者を含む外国人への地方参政権は、認めません。外国籍の者が、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる公務員になれないことを、法律に明文化します。〔注 2〕

国の形は、誰を国民とするかで決まります。本会は、帰化の要件を厳しくします。居住年数、日本語、日本の歴史と制度の理解、生計、犯罪歴、宣誓を要件とし、虚偽があれば取り消す制度を提案します。これは今後の法整備の提案であり、取消しの対象と要件、本人の弁明、理由の提示、不服申立て及び司法救済を法律に定めます。外国人の受入れは、家族帯同、通算の在留上限、分野別の受入れ上限によって総量を管理します（第三章第五）。

帰化した国民は、日本を共に担う国民であり、選挙権は帰化と同時に、年齢・住所など他の国民と共通する要件の下で有します。立候補には、その公職が決める意思の重さに応じて、帰化から次の年数を置きます。市町村の議会議員は十年。都道府県の議会議員と市町村長は十五年。国会議員と都道府県知事は二十年。制限は本人に限り、親の帰化歴だけを理由とする制限をその子に設けません。子の国籍取得は本人の取得原因に即して扱い、出生によって取得した子は出生による国民、本人が帰化によって取得した場合は帰化した国民として扱います。届出による国籍取得（認知、再取得）は、本会の公職資格案では出生による取得に準じます。立候補までの年数は自主憲法で定める事項とし、成立し施行されるまでは現行制度を適用します。

本会は帰化を認めます。そのうえで、国の指導者は、出生により日本国籍を取得した国民が担うことを原則とします。ここでいう出生による取得は国籍法第 2 条に基づき、出生地だけで決める意味ではありません。同法第 3 条・第 17 条による取得は、現行法では届出による取得であり、本会の将来の公職資格案では出生による取得に準じて扱います。内閣総理大臣、国務大臣、衆参両院の議長、最高裁判所の裁判官、式部省の構成員（第二章六）、統合幕僚長並びに陸上・海上・航空幕僚長は、出生により日本国籍を取得した国民に限ります。米国が大統領を出生による市民に限る考え方を参考にしますが、本会案は米国より広い範囲に及びます。外国の制度だけで正当化されるものではなく、対象ごとの必要性と相当性を検証します。国家の最終的な意思と武力と司法の頂点は、出生により国籍を得てこの国を引き受けた者が担います。式部省の構成員を含めるのは、統治の記録と評価を外国の影響から遮断するためです。これらは自主憲法で定める事項とし、草案に盛り込み、条文案とともに公開して検証します。自主憲法が成立し施行されるまでは、現行制度を適用します。施行時の現職については、任期満了までの猶予など、経過規定で定めます。〔注 35〕

外国勢力のために働く者を止める制度は、帰化の有無を問わず、行為に向けます。公職者と候補者は、保有したことのあるすべての国籍、現在の二重国籍の有無、外国政府・外国法人との利害関係と資金を申告し、公開します。外国政府・外国法人のために活動する者には、登録と活動・資金

の公開を義務づけ、外国人等からの政治資金の受領に関する現行法の禁止を維持して例外と迂回を塞ぎます。国の意思、安全保障、機密に関わる公職には、生来か帰化かを問わず適性評価を義務づけ、帰化した国民には帰化から一定の年数を要件とします。対象職、年数、起算点及び必要性は法案に明示し、より制限の少ない手段との比較を含めて検証します。選挙で選ばれる公職については、適性評価を立候補の要件とはせず、機密に触れる職務への就任時に行います。申告と確認の手続は対象者に共通とし、公開する事項と利用目的を法律に定め、誤記の訂正と不服申立ての手続を設けます。本人と家族の私生活に関わる情報は、目的に必要な範囲と公開の範囲を分け、法律に基づいて保護します。適性評価による不利益な判断には理由の提示と救済の手続を設けます。

日本に暮らす外国人も含め、一人ひとりの生命と人格、法に基づく権利の保護を守ります。国籍や公職に関する制度を、それらを軽んじる理由にはしません。

二　日本的立憲――権限と継承への責任

日本的立憲とは、国家に必要な権限の根拠と限界を憲法と法に定め、その力を、今を生きる国民と先祖から子孫へ続く時間に責任を持って用いる政治です。

立憲は、統治する者も法に従い、国家機関の権限と国民の権利を明らかにするものです。私たちは、その権限を、中今に立つ現在の国民が、先人から受け取った国を担い、未来へ渡すために用います。

外交、防衛、治安、災害対応、社会保障、財政、産業政策には、国家として決断し、人員や予算を動かす力が必要です。その力の根拠と限界を憲法と法で定めます。

本会が構想する憲法では、国家の目的、皇統と歴史的継続性、国民主権、基本的人権、国民の権利と責任、統治機構、国と地方の役割、議決要件、救済を定めます。法律と条例には、具体的な権限、対象、手続、期間、責任者を記します。

権限を行使するときは、何を根拠に、誰が、いつまで、いくら使って行うのかを示します。国民の権利や将来に大きな影響を及ぼす決定ほど、説明と監督を厚くし、異議申立てと救済を保障します。

非常時の権限も、災害、防衛、感染症などの事由ごとに、発動条件、指揮系統、対象、期間、継続承認、終了条件を法定します。議会の承認と司法救済、事後の検証を組み合わせ、必要な権限と、その濫用を防ぐ手続を一緒に定めます。

安全保障、外交交渉、捜査、個人情報など、一定期間の秘匿を要する情報にも、法的根拠、秘匿する範囲、理由、責任者及び期限を定めます。秘匿の必要が終わった後には記録を公開し、その判断を国民、議会及び司法が検証します。

三　公徳――徳を公にする

徳を自分の内にとどめず、公のために働かせる。それが、公徳です。

自分を善くするために養った徳を、自分の内にとどめず、人との間に働かせる。家庭を支え、仕事を果たし、地域を守る。その行いによって、共に生きる人の暮らしがよくなり、自分の暮らしも支えられます。

情けは人のためになり、公のためになり、巡って自分のためにもなる。自利・利他・公益は、切り離すものではありません。自分を保ち、相手を支え、その積み重ねで、ともに生きていける公をつくります。公徳は、自分だけに犠牲を求めるものではありません。

公は、国家や役所から、私と貴方が関わる家庭、職場、地域、社会まで、人と人が共に担うところにあります。そこを支えてきた先人がいて、これから受け取る子孫がいる。公徳は、今を生きる人々の横の関係と、先祖から未来へ続く縦の関係の双方に及びます。

その実践の規範が、忠恕です。忠は、自らの良心、志、言葉、務めに誠を尽くすこと。恕は、己の心を推して、相手の立場や事情、痛み、願いへ心を及ぼすことです。事実に誠実であり、相手の事情にも心を及ぼし、双方に誠を尽くします。〔注 11〕

礼――敬意を関係の中で形にする

礼には、人を敬う心を、言葉、振る舞い、共同の作法として表し、人と人との関係を整える働きを学びます。役職や親しさにかかわらず、相手を侮らず、公私のけじめを守り、それぞれの立場にふさわしい応対を尽くします。〔注 25〕

礼は、意見が対立するときにも相手を一人の人として遇し、率直に論じ、共に仕事を続けるための作法です。敬意とけじめを言葉と振る舞いに表し、和と節度をともに保ちます。

信――言葉と行いを一致させる

信は、言葉と行いを一致させ、約束した務めを果たすことによって育てます。信じるよう求める前に、信頼を託されるに足る仕事を重ねます。知らないことを知っていると言わず、実現の条件を隠さず、不都合な結果にも説明を尽くします。〔注 25〕

信は、約束を守る責任と、誤りを正す責任の双方に表れます。約束を改めるときは、理由、影響、代わりの措置を示し、その約束を信じて行動した人への責任まで引き受けます。

公職にあっては、徳は予算や人事、制度の選択に現れます。誰の暮らしを支え、誰に負担を求めるのか。声を上げにくい人に何が起きるのか。次の世代には何が残るのか。法律の目的や条文、判例、先例、社会の実情を確かめ、判断の理由を説明します。

公職にある者は、人の暮らしを左右する権限と公共資源を預かります。事実を曲げず、利益相反を避け、公正に務め、結果を引き受ける責任があります。国家が問うのは、公職にある者が公の権限をどのように用いたかです。個人の内心と信仰の自由を尊重します。

四　日本的民主主義――公を共につくる

日本的民主主義とは、違う意見を出し合い、最後は決め、反対意見も次の判断のために残す民主主義です。

民主主義は、選挙に加え、議会、表現と結社の自由、少数意見の保障、司法救済、政権交代の機会を備え、国民が政策形成にも参加することで育てていきます。

私たちは、民主主義の中心に論事を置きます。論事とは、人や立場ではなく、事実と理由に基づいて事を論じることです。異なる経験を持つ人が資料に照らして事実を確かめ、費用、利益、負担、

危険を比べ、理由を出し合います。当事者、専門家、選挙で選ばれた代表、公募や抽選による国民が参加する場を設けます。神道と十七条憲法に学ぶ和、仏教に学ぶ慈悲と縁起、儒学に学ぶ忠恕を、この話し合いに生かします。

十分に論じた後は、定められた手続で結論を出します。多数決で決めたことも、基本的人権を侵す理由にはなりません。反対意見、留保、採用しなかった理由は記録に残し、決定後も批判し、見直しを求める自由を守ります。

すべての有権者が自由な意思で一票を使える環境を整えます。情報、時間、場所、身体条件、仕事、子育て、介護などの壁を一つずつ減らし、投票率一〇〇%を目指します。

選挙の公平公正を担保します。歴史、憲法、地方自治、財政、外交、安全保障を学ぶ主権者教育と公開討議を進めます。投票の秘密を守り、本人確認、投票用紙と投票箱の管理、立会い、開票記録、再点検、選挙システムの安全性、監査、異議申立てを整え、疑義が生じたときに事実を検証できるようにします。

現行法の議決要件に従ったうえで、本会の制度構想では、通常の法律、政策、予算は過半数を基本とし、国家の根幹や将来を長く拘束する決定には特別多数を定めます。〔注 2〕

五　公準――判断を公の言葉にする

こうじゅん
公準 とは、政治の判断が公平だったかを、誰でも後から確かめられるようにする物差しです。

人を思う心から始まった判断も、政治として行うには、他の人が確かめられる理由が必要です。

同じ条件には同じ基準を用いること。どのように扱われるかを、あらかじめ分かるようにすること。利益と負担を公平に示すこと。責任を負う者が明らかであること。結果から見直せること。この一般性、予見可能性、公平性、主体の明示、修正可能性を判断の基準にします。

正名――名と実を正す

正名とは、名を正し、言葉と実際の働きのずれをただすという『論語』の問いです。本会は、この学びを、政策の名称、役職、権限、責任を正確に示す政治へ生かします。〔注 26〕

制度の名称は、その目的、対象、負担、実施条件をできる限り正確に表します。目標は目標と呼び、提案は提案と呼び、試算は試算と呼び、未確定の財源は候補と呼びます。言葉を整えることは、国民が判断する前提を整えることです。

役職にも同じ基準を当てます。何を決められ、何を決められないのか。何を担い、何を説明し、何について検証を受けるのかを明らかにします。肩書が権威を生むのではなく、名に伴う務めを果たすことによって、その役割の実が生まれます。

正名は、異なる立場の人が同じ事実を論じられるよう、権限を持つ側が自らの言葉を正確にし、名と実のずれを国民が検証できるようにする学びです。言葉の意味と使い方を公に開き、公準の主体の明示、予見可能性、修正可能性へつなげます。

国民へ義務を課し、権利を制限する要件は、憲法と法律に定めます。公準は、法令の目的、理由の提示、影響評価、情報公開、監査、異議申立て、救済の仕組みに具体化します。

六　成文法・慣習法と式部省――統治を記録し検証する

しきぶしょう

式部省とは、公約から法案、予算、実行、成果、未達、方針変更まで、統治の仕事を一続きで記録し、国民が後から確かめられるようにするとともに、事業の効果を検証し、改善を勧告するための本会の構想です。

「式部省」の名称は、律令の式部省に由来します。律令の式部省は官人の評定と学びを司った官司で、その名に、統治を記録し評価できるようにする意を託しています。本会は、歴史的な官司名である「式部省」の名を用いながら、現代の立憲主義と国民主権の下で、統治の仕事を記録し、国民が後から検証できる独立機関として新たに構想します。

憲法、法律、条例は、権限や手続を文字で示します。その運用を知るには、判例、議会先例、公文書、行政慣行を読むことも必要です。条文を定めた理由、実際の扱い、例外、その結果が、次の判断の手掛かりになります。

慣習の法的効力は、法の適用に関する通則法第３条に基づいて確かめます。同条は、公序良俗に反しない慣習のうち、法令が認めるもの、又は法令に規定のない事項に関するものに、その効力を認めています。議会先例や行政慣行、政治的な約束は、法的効力の有無を区分して記録します。〔注３〕

本会は、統治の記録を保存し、国民へ公示する憲法上の独立機関として、式部省を構想します。国会、内閣、司法のいずれにも属さず、記録の収集、保存、照合、比較、公示と、予算・決算検証委員会による事業評価及び改善勧告を担います。

式部省は七人による合議制とし、長は委員の互選を経て内閣が任命する案とします。構成員は、公募と推薦による候補者を両院合同の公開審査に付し、その理由を添えて、国会の両院の同意を得て内閣が任命し、天皇が認証する制度案とします（第三段階までに法律で設ける場合は、会計検査院法に基づく検査官、国家公務員法に基づく人事官と同じ形式を参考としますが、式部省については新たな設置法を要します）。自主憲法では、天皇の任命を国事行為として定める形を検討します。任期は六年、再任なしとし、二年ごとに二人、二人、三人の順で交代する仕組みを設けます。政党等の職務との兼任を制限し、利害関係のある案件には関与させません。解任事由は重大な職務違反等に限定し、弁明、理由公表、司法救済を保障します。

式部省は独自の予算要求権を持ち、原案を内閣と国会へ同時に提出します。内閣が減額又は変更するときは、その原案と理由を併せて公表します。予算は国会が決定し、会計検査を受けます。政治的な指揮命令からの独立と、公費を使う責任を、この手続によって両立させます。

政党の公約、提出法案、議員の賛否、政府の決定、予算、執行、成果、未達、方針変更を共通の形式で整理します。何を約束し、誰が決め、いくら使い、何が実現したのかを、国民がたどれるようにします。

情報の収集は、法律で定める範囲で、基本提出制とします。政府、政党、議員及び行政機関が、定められた様式で公約、主張、賛否、実績及び根拠資料を提出し、式部省は公文書、議事録、採決記録、予算及び決算と照合して公示します。提出がなかった場合も、その事実を残します。国政選挙の前には、前回の公約、国会での主張、法案への賛否及び実際の結果を比べられる形で国民へ示します。

式部省は、公職者の職責・発言・判断・実績を記録に照らして確かめる務めに加え、国の事業の目的・予算・決算・成果・将来負担を一体として検証し、改善を勧告します。この務めを担う予算・決算検証委員会を設けます。公職者に関する記録の照合と、事業の効果の検証は別の部門が担い、手続と根拠を互いに点検します。式部省は、評価対象の公職者や職員の任免・昇降格・懲戒を決定する権限を持ちません。

全事業を毎年度棚卸しし、重複する事業、過大な契約、役割を終えた支出を見直して、優先する政策へ振り向ける財源を生み出します。単年度及び複数年度の検証計画を定め、原則三年目に中間評価、五年目に総合評価を行います。今後五年間の検証予定、当初の目標、変更理由、未達成の事項及び少数意見を毎年公開します。

「決算なくして予算なし」を原則とし、新規事業には事前評価、既存事業の裁量的な増額には前年度の検証と増額理由の公開を求めます。確認期限を過ぎた事業は、増額の有無にかかわらず継続、縮小、統合、廃止を再判断し、理由と改善期限を公開します。法令上の給付、適法な契約上の支払、緊急対応及び生活と安全に不可欠な経費は、検証の遅れを理由に止めません。これらも検証し、裁量的な上乗せを区別します。〔注31〕

年度報告は年度終了後六か月以内、改善勧告への政府の回答は公表後六十日以内を基本案とします。検証結果、勧告、回答、採否理由、予算への反映、履行状況を公開し、未確定の資料があれば判明分と補完期限を示します。法律、予算、執行及び司法の最終判断は、それぞれ権限を有する機関が担います。歴史解釈は、原記録と異論を公開し、学問と国民の判断に開きます。

見直しの対象、変更内容、移行費用及びサービスへの影響を確かめ、予算で再配分し、実現額を決算と根拠資料で検証します。財源候補、予算措置済みの見込み、確認した実績を分けます。恒常的な歳出減、一時的な収入、支出時期の変更を区別し、二重に数えません。

式部省の記録は、公開を原則とします。政治的又は裁量的な理由によって記録を隠す権限は持ちません。個人情報、安全保障、捜査、裁判、第三者の権利など、法令によって公開できない情報は、保存と公開を分け、非公開の法的根拠、対象範囲、責任者、期間及び公開を再検討する日を公示します。

記録する側も、検証を受けます。記録の採否基準、訂正請求と異議申立て、予算と監査の手続を設置法で定めます。誤記は訂正前後と理由を残し、政策への賛否や学説の違いと区分します。三年ごとに、国会が公募で選ぶ利害関係のない専門家が、手続、費用、事務負担、訂正対応、勧告の効果を外部評価します。

式部省は、段階を踏んで実装します。第一に本会の党内式部機能、第二に自治体・公職者との任意の連携による共通記録、第三に既存の公的機関を法令の範囲で接続する公開・検証基盤、第四に、自主憲法（第三章第一に定める、国民参加でつくる憲法構想）の成立後、これに根拠を置く式部省と地域の式部機能です。各段階で、費用、権利の保護、情報の安全及び事務負担を検証してから、次の段階へ移ります。

憲法上の機関とする前に、既存機関を共通の記録方式で結ぶ案と比較します。追加される機能、必要人員、初期費用、年間経費、既存機関との分担を公開し、独立機関とする必要性を確かめます。費用は試行で測った業務量と作業時間から算定し、見直しによる財源効果とは分けて示します。具体の任命・解任、段階ごとの工程と判断条件は、義解第二章六・第四章三に定めます。

滋賀県では、国の式部省の設置を待たず、条例に基づく知事の附属機関として予算・決算検証委員会を設けることを提案します。県の全事業について単年度、三年、五年の検証をつなぎ、結果と県の対応を毎年公表します。県の監査制度及び議会の審査と連携し、地方自治と県議会の予算議決権を尊重します。設置費用と見直しの効果を区別して示し、委員会自体も毎年の検証対象とします。〔注 31〕

七　学びを日々の仕事にする

（一）事実・真実・現実――調べ、判断し、行い、確かめる

中今に立って、今の務めを引き受ける。清明心をもって自らを省み、忠恕をもって人に向き合う。その姿勢を、調べ、判断し、行い、結果を確かめる日々の仕事へ移します。

政治では、事実、真実、現実を分けて見ます。事実とは、そこに在るものと、実際に起きたことのすべてです。真実とは、同じ事実の前に立つ、一人ひとりの心に宿るものです。現実とは、無数の事実と無数の真実が重なり合い、社会全体を取り巻く実態です。事実は一つでも、真実は一つとは限りません。

政治は、事実に向き合い、真実を受け止め、現実の中で判断します。資料、記録、数字、法令、現場から事実を確かめ、痛み、喜び、不安、願いとして一人ひとりの真実を受け止め、制度、財源、人員、時間、地域差、将来への影響まで重なった現実の中で判断します。

事実を確かめる智、一人ひとりの真実に寄り添う仁、現実の中で決めて行い、結果を引き受ける勇。この三つを、公の仕事に働かせます。

現場に足を運び、資料と記録を調べる。同じ事実の下で暮らす人の話を聴き、自分の務めにも相手にも誠を尽くす。格物致知と忠恕を、判断に先立つ日々の仕事とします。数字を調べることと、人の事情を聴くことを、共に欠かしません。

判断にあたっては、守るべき原則を確かめ、偏りと過不足を省みます。財源、人員、時間、将来への影響も見渡し、その時と状況にふさわしい手段を選ぶ。中庸によって時中（じちゅう）を見極めるとは、このことです。

決めたことを行いに移し、暮らしがどう変わったかを確かめます。思うような結果が出なければ、理由を調べて改める。その経過も残し、次の判断へ渡します。異なる立場の人々が、それぞれの尊厳を保ち、共に働ける中和を積み重ね、地域、社会、国家の大調和を目指します。

理性、合理性、効率は、複雑な課題を解き、限られた資源を生かすための政治の重要な手段です。第一章二に述べた政治の目的を、第二章冒頭の幸福観の側から言えば、人が、関わりの中で自分がここにいてよいと感じ、生きる意味を知り、幸せを覚えられる社会を築くことにあります。尊厳と安寧は、その土台として第一章二に置きます。理性と心を調和させ、手段の正しさを人間の幸福という目的へ向けます。

（二）三つの学び――神道・仏教・儒学に学ぶもの

神道の祈りに、祖先、自然、今を共に生きる人々への畏れと感謝を学びます。誤りを認めて改め、言葉にしたことを行いに表す。清明心を養い、受け継いだものへの感謝を、目の前の人と公の仕事への誠実さに表します。

かんながらのみちに学ぶ畏れは、生命や自然、人との関係に支えられて生きていることを知り、それらを慎んで受け止める心です。良知（本節後段）に従って生きることのできる環境も、多くの生命と人の営みから受け取っています。受け取った生命と暮らしへの畏れを、環境を大切にし、より良い姿で次の人へ残す責任として捉えます。〔注 12〕

仏教からは、四法印（しほういん）――諸行無常（しょぎょうむじょう）、諸法無我（しょほうむが）、一切皆苦（いっさいかいく）、涅槃寂静（ねはんじゃくじょう）――を学びます。条件によって生じたものは移り変わり、自分も他との関係を離れた固定不変の存在ではない。移ろうものは安らぎの拠り所にはならず、それでもつかみ続けようとするところに苦が生じます。貪りや怒り、無知による煩悩が静まった境地を、涅槃寂静として学びます。〔注 13〕

八正道は、正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正念、正定という八つの修養を説きます。見方と考え、言葉と行い、生業、努力、心の向け方と集中を整える道です。〔注 13・14〕

その学びを、日々の仕事では、人の話を最後まで聴き、事実に即した言葉を選び、他者を損なう振る舞いを改めることに表します。怒りや欲に判断を委ねず、自分に不都合な事実にも目を向ける。引き受けた仕事を果たし、足りなかったところを次の行いで改めます。

儒学の誠意は自分を欺かず誠を尽くすこと、正心は感情の偏りを省みて心を正すこと、修身はそれを日々の生活に現すことです。家族や地域、国をよくしようとする者が、身近な務めを粗末にしない。仁をもって人を慈しみ、義をもって私益に偏らず道理を求める。その責任を、自らに課します。〔注 11〕

王陽明の語としての知行合一は、知と行が本来一つであることをいい、致良知は、良知を物事に即して十分に働かせる実践をいいます。以下では、その原義を踏まえたうえで、本会の修養の方向と目指す姿として受け止めます。〔注 15〕

良知は、人の苦しみに心が動き、自分の不実を恥じ、善くありたいと知る根底の働きです。八正道に学びながら良知に従い、知ることと行うことを離さず歩む。その過程を知行合一（ちこうごういつ）とします。涅槃寂静に学ぶ煩悩の静まりと、良知を曇らせる私欲が退くこととを、本会は重ねて受け止め、良知が内心と行いに曇りなく現れる姿を、致良知（ちりょうち）と捉えます。

これは本会が仏教と儒学をつないだ、修養の方向と目指す姿を示す再構成です。儒学、とりわけ程朱が仏教の空を批判してきた歴史は承知のうえで並べています。一定の順序で必ず到達する法則や、人の境地を認定する基準ではありません。公の判断は、事実と理由、行為と結果によって確かめます。〔注 15〕

（三）空と自由、中今、そして敬――本会の読解

人は、一人では生きることができないという人生の前提を、本会は仏教の縁起と空に重ねて学びます。縁起とは、ものごとが条件や関わりによって生じることです。空とは、いかなるものも、それだけで成り立つ不変の実体を持たず、関わりの中でのみ在るという見方です。縁起と空の自覚からは、法の下の自由とは別の、内面の在り方として、関わりの中で自らに由（よ）る自由が開けます。ここでいう「自ら」は固定した実体ではなく、関わりの中で務めを引き受ける立ち位置です。関わりの中で生じたことを、まず「起きたこと」として受け止める。それを本会は由（よし）と呼び、そこから自分の務めを自らに由（よ）って引き受けます。そのように受け止めて生きるとき、人は関わりを離れることなく、評価や損得への囚われから解き放たれ、自らを由として生きられる。由と受け止めることは、改めないことではなく、誤りは認めて改め、そのうえで引き受けることです。〔注 13〕

空を感じるのは、自らがあるからです。人との距離を感じ、評価に揺れ、損得に心が動く。その感じている者を、本会は世俗の言葉で仮に我と呼びます。常住の実体ではなく、関わりの中に現に在る自己のことです。本会は諸法無我を、我が無いという虚無ではなく、関わりを離れた固定の我が無いことと受け止めます。我は空なるがゆえに在る。空であるからこそ、関わりの中に現に在り、変わり、務めを引き受けられる。それを、空に気付く側から言えば、空あって我あり、我あって空あり。

空を我を生み出す実体や原因とするのではなく、我に固定した自性がないという意味で受け止めます。色即是空、空即是色の句を借りて、本会はこれを「空は我を消さず、我は空を離れない」という表裏一体と言い表します（原義の色は物質的な形であり、我ではありません）。

この空なる関わりの中で、我が中今に立って踠（もが）く。先祖から受け取り、子孫へ渡すものを抱え、私と貴方と社会の間で迷い、決め、引き受ける。それが人間そのものであり、その積み重ねが歴史です。本会はそこに、自灯明・法灯明の教えとともに、空を生きる姿を学びます。自らに由って引き受けるその立ち位置を、本会は、先祖と子孫の間、私と貴方と社会の間に立つ今、第一章三にいう中今として受け取り直します。以上は、無我の教義を定めるものではなく、本会の読解です。〔注 13・32〕

敬とは、人も、物事も、自分の務めも、粗末に扱わない姿勢を保ち続ける態度です。程朱の持敬に学ぶ本会の言い換えです。家族への愛を持ち続けることは、身近な者を粗末にしない姿勢を一日も欠かさないことであり、敬の最も身近な形だと、本会は捉えます。先祖から受け取った生命、目の前の相手、自らの務めへ心を尽くし、その日の仕事を次の人へつなぎます。

縁起と空に学ぶことと、かんながらのみちに学ぶ畏れは、重なると本会は受け止めます。すべては関わりに支えられてここに在る。縁起を観れば、他者の苦しみは自分と切り離された出来事ではなくなります。関わりの中に在る者として、その苦を除き、安らぎを願う心を、本会は慈悲として学びます。同じ関わりに在るからこそ、粗末にしてよい関わりはない、と受け止める姿勢を、本会は敬の根に置きます。自他の尊厳を守るため、有害な関係から離れ、相談し、救済を求めることも、この姿勢に含みます。その関わりの縦と横が交わる今が中今です。そこに立つ自覚から、清明心をもって自らを省み、由と受け止め、自らに由って引き受ける。評価や損得に囚われないからこそ、

立場が変わっても、人と事実と務めを粗末にしない。その姿勢を保ち続け、ここまでに述べたすべてを貫くのが、敬です。〔注 12・13・15〕

神道に畏れと感謝、清明心、中今の立ち位置を、仏教に縁起と空、慈悲を、儒学に忠恕、持敬、良知を学びます。中今は神社界の心得に学び本会が読み替えた立ち位置、由と受け止める心は空に学ぶ本会の受け止めです。持敬は程朱の語、良知は孟子に発し陽明が中心に据えた語で、学派の違いを承知のうえで並べ、清明心と誠意・正心、慈悲と忠恕のように重なる徳目は重なるままに置きます。中今を立ち位置とし、縁起と空で深め、敬で保ち続ける。三つの学びを、中今から縁起と空、自らに由る自由、敬へとこの順で一本に結ぶのは、本会の読解です。〔注 15〕

良知に従う者は、他者への説明も引き受けます。相談を受けたなら、事情を聴き、制度を調べ、できることと難しいことを伝える。制度を改める必要があれば、根拠を示して論じ、その後どうなったかを相談した人へ返す。シラスの政治は、そうした一つひとつの応答にも現れます。

三つの学びを実践の支えとしながら、一人ひとりの信仰、思想、良心を尊重します。特定の信仰を参加の条件にはせず、公の判断は、憲法と法、公準、民主的な手続に基づいて行います。

八　歴史を学び、公論を育てる

五箇条の御誓文は、慶応 4 年（1868 年、同年 9 月に明治と改元）3 月 14 日、明治天皇が神前に誓う形で示した新政府の基本方針です。五か条は、本会の原理と次のように重なります。

①広く会議を興し万機公論に決すべし＝国の大事は、広く人を集めて論じ、公論で決めること。――論事と日本的民主主義（第二章四）。

②上下心を一にして盛んに経綸を行うべし＝政府と国民が心を合わせ、国の営みを進めること。――中和（第一章四）と、官と民が同じ事実の下に立つシラス（第二章九）。

③官武一途庶民に至るまで各其の志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す＝公家も武家も庶民も、それぞれが志を遂げられ、人々が望みを失わないようにすること。――大御宝と安寧（第一章二）、再挑戦（第一章六・第二章十）、未来家族資本と暮らしの基盤保障（第三章）。

④旧来の陋習を破り天地の公道に基づくべし＝古いだけの悪習を改め、公に通る道理に立つこと。――公準の修正可能性（第二章五）と、結果から判断を改める姿勢（第一章四）。

⑤智識を世界に求め大いに皇基を振起すべし＝知を世界に求め、皇室を中心とする国の基を盛んにすること。――学びと格物致知（第二章七）、国力（第三章第五）。

御誓文が成立した明治元年当時の政治参加の範囲と、現在の普通選挙による民主主義との違いも踏まえて読みます。①～⑤を本会の原理に重ねる整理は、本会の読解です。〔注 4〕

教育勅語は、明治 23 年（1890 年）の国家文書です。そこに挙げられた徳目は、家族から朋友、衆人、公へと輪を広げる中に、自らを修める徳を挟む構成です。

①父母に孝＝生み育ててくれた父母に、ありがとうと言えること。

②兄弟に友＝きょうだいが、一緒にやっていこうと支え合うこと。

③夫婦相和し＝縁あって結ばれた二人が、助け合って家を営むこと。

④朋友相信じ＝血のつながらない友と、互いに分かっていると信じ合えること。

⑤恭倹己れを持し＝人にはうやうやしく、自分にはつつましく、間違えたら素直に認めて身を保つこと。

⑥博愛衆に及ぼし＝人は一人では生きられないのだから、会ったことのない人にもやさしくあること。

⑦学を修め業を習い＝進んで学び、仕事の腕を磨くこと。

⑧智能を啓発し徳器を成就し＝知恵と人柄を育て、一人前の人間になること。

⑨進んで公益を広め世務を開き＝身につけた力を、世のため人のために使うこと。

⑩国憲を重んじ国法に遵い＝約束は守ると心に決め、常に憲法と法に従うこと。

⑪一旦緩急あれば義勇公に奉じ＝災害や危機のときに、家族と隣人、そして国を守るために、勇気を出して力を尽くすこと。

家族への愛に始まり、朋友、見知らぬ人、公、法、そして危機のときの勇気へと輪が広がるこの順序は、家族を敬の最も身近な形とし、今を共に生きる人々へ関わりを広げる、本会のいう横の軸と重なります。①〜③は家族、④⑥は横の軸、⑤⑦⑧は自らを修める徳として第二章冒頭の足るを知る姿勢と第二章七の修身に、⑨⑩は公徳と立憲に、⑪は安寧（第一章二）と国力（第三章第五）に対応します。本会はこの徳目を、人と人の間の徳として、儒学と第一章三の学びの中で受け継ぎます。⑤の「間違えたら素直に認め」、⑥の「人は一人では生きられないのだから」、⑩の「約束は守ると心に決め」、⑪の「災害」は、原文にない本会の敷衍です。

勅語の原文は、⑪を「以て天壌無窮の皇運を扶翼すべし」と続け、徳目の全体を天皇への献身に束ねます。本会は⑪の守る対象を家族と隣人と国に置き、皇統は第一章二のとおり歴史的継承の基軸として敬います。この置き直しは本会の読み替えです。本会はこの徳目を、自らの原理を語る読み方として用い、学校では現行の教育基本法の下で歴史とともに論じる対象とします。昭和 23 年、衆議院はその根本理念が主権在君と神話的国体観に基づくとして排除を決議し、参議院は失効を確認しました。本会は、徳目を臣民の務めとして国家への献身に束ねた枠組みと、学校で奉読を求めた運用を、成立と運用の歴史として学び、思想・良心・信教の自由と学問の自由のもとで読み、論じます。〔注 5〕

九　シラス――暮らしを知り、声を仕事へ変える

シラスという言葉には、知る、治める、統治するなど、時代ごとに解釈が重ねられてきました。本会は、史料と異なる見解を明らかにした上で、国民主権の下において、国民を大御宝（おおみたから）として尊び、その暮らしを国の尺度とし、国民から託された権力を国民の安寧と日本国の継承へ向ける統治精神として受け継ぎます。〔注 16〕

民のかまど――民の暮らしを国の尺度とする

『日本書紀』仁徳天皇紀には、天皇が高台から国を見渡し、人家のかまどから炊煙が立っていないことに気付かれ、民の困窮を察して三年間課役を免じ、自らも宮殿の修理を控えられたという物語が伝えられています。『日本書紀』は神話や伝承を含む正史であり、本会はこの物語を、後世へ残された統治理想として読みます。〔注 18〕

この物語は、国の豊かさを、民の家に炊煙が立っているかによって測りました。宮殿の壮麗さや権力者の威勢ではありません。現代の民のかまどは、家計と地域の中にあります。実質中位可処分所得、住居費、教育費、税と社会保険料の負担、食料とエネルギーの供給力、希望する家庭を築け

る社会条件は、暮らしに煙が立っているかを映す物差しです。国民生活を、国家の判断を始める場所に置きます。

目安箱と小石川養生所――民の声を仕事へ変える

享保年間、八代将軍徳川吉宗は、町人や農民から意見を受け取る目安箱を設けました。町医者の小川笙船が、貧しい病人を治療する施設の設置を投書し、その意見を契機として、享保７年（1722年）に小石川養生所が開設されました。養生所は、江戸の貧しい町民へ無償で医療を提供し、約百四十年間その役割を担いました。〔注 20〕

この事例の核心は、一人の町医者から届いた提案が、調査、施設、医療、そして続く行政の仕事へ移ったことにあります。政治の成果は、届いた声が制度と仕事へ移り、暮らしの変化として国民へ返った時に現れます。提案を採用した時も、修正した時も、将来の検討へ残した時も、その理由を伝えることが、聴く政治の責任です。

公議所――国の大事を公論へ開く

五箇条の御誓文が「広く会議を興し、万機公論に決すべし」と掲げた明治元年の 12 月には、翌春に公議所を開くことが布告され、各藩から公議人を出して議案を建言する仕組みが置かれました。公議所は明治２年３月から６月まで会議を開き、同年７月に集議院へ改称されました。今日の選挙による議会政治とは制度を異にしますが、国の大事を一部の者だけの判断に閉じず、各地の意見を公の場へ載せようとした歩みとして、現在へつながります。〔注 4・21〕

現代のシラス――暮らしを知り、仕事で返す

国民主権の下におけるシラスは、国民を、自ら国のかたちを決める主体として迎えます。政治を担う者は、国民から一定の期間、権限、予算、人員、情報、公有財産を託され、その力を国民の生命、暮らし、自由、財産と、日本国の未来のために用います。

国民から届いた声は、公の仕事へ移します。相談や提案を受け取り、事実を調べ、所管と責任を明らかにし、法律、予算、行政、地域の役割へ結びます。実現したことも、時間を要することも、採用に至らなかったことも、その理由とともに国民へ返します。言葉の数より、国民の暮らしに残した変化を重く見ます。一つの水路であれば、住民の声を聴いた回数や会議の数よりも、雨の日に水が安全に流れ、農地と住宅が守られたかによって、政治の仕事を確かめます。

国の豊かさを民の暮らしによって測る。民の声を公の仕事へ変える。国の大事を公論へ開き、判断と結果を国民へ返す。これが、本会が受け継ぐシラスの統治精神です。

十　十七条憲法――和し、論じ、私を公へ向ける

『日本書紀』は、推古天皇十二年（604 年）に十七条憲法が作られたと伝えています。〔注 19〕十七条憲法は現在の憲法とは役割を異にし、政治を担う者の心構えと統治の規範を示した文書です。本会は、そこに記された和、公論、自己省察、公への責任を、判断と実践を支える学びとして受け継ぎます。

（一）和して事を論じ、自他の不完全さを省みる

第一条〔訓読・抜粋〕

> 「和を以て貴しと為し、忤（さから）ふこと無きを宗と為す。」
>
> 「上和（やはら）ぎ下睦（むつ）びて、事を論（あげつら）ふに諧（ととの）へば、則ち事理自ら通ず。」

和を重んじ、互いに睦み、事を論じるところから、道理を明らかにしていく教えです。本会は、立場や考えが異なる人々が、事実と理由を持ち寄り、共通の問題について率直に論じられる関係を育てます。

第十条〔訓読・抜粋〕

> 「人皆心有り。心各執ること有り。」
>
> 「我必ずしも聖に非ず。彼必ずしも愚に非ず。共に是れ凡夫のみ。」
>
> 「我独り得たりと雖も、衆に従ひて同く挙（おこな）へ。」

人にはそれぞれ心があり、大切にしているものがあります。自分も相手も誤り得る人間であることを省み、自分一人が正しいと思うときにも、人々と共に行う姿勢を学びます。

本会がいう事実・真実・現実への向き合い方も、この自己省察を伴います。格物致知と忠恕をもって、調べるときにも人を思い、人の話を聴くときにも事実を確かめます。自説に誠を尽くすとともに、自説を問い直すことにも誠を尽くします。

（二）大事は独断せず、公正に論じて決める

第十七条〔訓読・全文〕

> 「十七に曰はく、夫れ事は独り断（さだ）む可らず。必ず衆（もろもろ）と与（とも）に宜しく論（あげつら）ふべし。少事は是れ軽し、必ずしも衆とす可らず。唯大事を論はんに逮（およ）びては、若し失（あやまち）有らんことを疑ふ。故に衆と与に相弁（わきま）ふるときは、辞（こと）則ち理を得。」

大事を判断するときには、自分の見方に誤りがあるかもしれないと考え、人々と検討して道理を求めます。その一方、小さな事柄まで必ず衆に諮る必要はないとしています。

本会は、この学びを、重要な決定を公論へ開くことと、日々の仕事を適切な担い手へ任せることの両方に生かします。国民の権利、暮らし、将来に大きく関わる判断では、根拠、選択肢、利益と負担を示し、当事者や異なる経験を持つ人の意見を聴きます。日常の実務では、所管と権限、責任を明らかにし、担い手が判断し実行できるようにします。

第五条〔訓読・抜粋〕

> 「財（たから）有るものの訟は、石をもて水に投ぐるが如し。乏しき者の訟は、水をもて石に投ぐるに似たり。」

賄賂によって、財のある者の訴えは通り、乏しい者の訴えは受け止められないという問題を示した箇所です。本会は、声の大きさ、財力、役職、親しさによって判断を曲げず、声を届けにくい人にも、事情を伝え、根拠を示し、公正な扱いを求める道を開きます。

十分に論じた後は、法と基本的人権を守り、公正な手続によって総論を定めます。ここでいう総論とは、共に進める仕事の目的と基本方針です。何を決めたのか、何を今後の検討に残したのか、誰がどの責任を担うのかを、参加する者が確かめられる形にします。

（三）少数派になったときにも、勇・良知・敬を働かせる

第十五条〔訓読・抜粋〕

> 「私を背いて公に向くは、是れ臣の道なり。」

私心を離れて公へ向かう教えを、本会は、公の仕事を自分の勝ち負けより重く受け止める姿勢へつなげます。この自己省察・公論・協働の教えを、立憲主義と国民主権の下における決定への責任、検証の権利、再挑戦の保障へと展開します。

十分に論じ、法と公正な手続によって総論を定めた後は、自らが少数派であっても、その決定に従い、引き受けた役割の範囲で、担うべき仕事に誠を尽くします。異論を持つことと、共同の仕事に責任を果たすことを両立させます。

勇は、自分の提案が採用されなかった現実も引き受けるところに表れます。望んだ結論にならなかった後にも、公のために必要な仕事に向き合い、その結果に責任を持ちます。

良知は、自分の勝ち負けを超えて、人と公に誠実であろうとするところにも働きます。自分が多数派になったときに尊重してほしい手続を、少数派になったときにも尊重します。自分の意見を大切にしながら、他者もまた考え、論じ、決める主体であることを受け止めます。

敬は、その姿勢を、立場が変わっても保ち続けることに表れます。採用されたときも、されなかったときも、事実、人、自らの務めを粗末にしません。決まった仕事を誠実に行い、結果を確かめ、次の提案を磨き続けます。

従う対象は、法と共通の手続によって定めた決定です。現在の決定を尊重して仕事を進める責任と、将来の変更を求める権利を、共に持ち続けます。

（四）事実を把握し、判断と結果を検証する権利を守る

公の判断を受ける人には、その根拠となる事実を知り、判断の過程と結果を検証し、異論や新たな提案を次の決定へつなぐ機会を保障します。何を根拠に、誰が決め、どの利益と負担を比較したのか。採用しなかった提案をどう評価したのか。決定する側は、その説明に責任を負います。

根拠資料、採否の理由、反対意見、実行に要した費用、成果、未達、方針変更を記録します。事実の誤りを指摘し、訂正を求める道と、価値判断や政策の選択について再検討を求める道を整えます。これらの権利と機会は、その決定に賛成したかどうかにかかわらず保障します。

個人情報など法による保護が必要な情報は、保存と公開を区分し、非公開の根拠、範囲、責任者、期間、公開を再検討する時期を示します。記録する側も検証を受け、公準と式部省の仕組みを、国民が判断を確かめるために働かせます。記録・公開・検証を担う者の責任と、判断を受ける人が事実を知り、確かめる権利を、一つの仕組みとして保障します。

多数派は、決まったことを進める責任とともに、少数派の異論と次の参加の道を守る責任を負います。少数派は、現在の共同の仕事を担いながら、事実と結果に基づいて提案を磨きます。双方が、同じ決定と検証の仕組みを支える当事者となります。

新たな事実や問題が明らかになったときは、定められた手続で各論を改め、必要なら総論そのものも問い直します。現に生じている損失や困難には、必要な救済を行い、次の判断まで人の暮らしを支えます。

（五）何度でも学び直し、挑み直せる環境を育てる

私たちは、人が何度でも学び直し、挑み直せる社会を目指します。一度の不採用、敗北、失敗によって、暮らしの基盤、社会とのつながり、次に参加する機会が失われないよう、立て直しと再挑戦の道を整えます。

挑み、うまくいかなければ事実を確かめ、人の事情を聴き、方法を改め、再び挑む。その営みを繰り返せることを大切にします。休むこと、学び直すこと、別の道を選ぶことも含め、その人が自らの意思で再び社会と関われる入口を保ちます。

政治では、提案が退けられても、根拠を加え、結果を検証し、次の判断に参加できること。暮らしでは、病気、失業、災害、事業の失敗に遭っても、住まい、食、医療、学び、人とのつながりを支えられ、再び自分の人生を選べること。その両方を、公の責任として考えます。

第一章六に記したとおり、人に責任を求める政治は、その責任を果たせる条件を整える責任も負います。働く機会、学び直す場、相談と支援、地域で役割を見いだせる機会を育てます。人が困難によって社会からこぼれ落ちたままにならず、支えを受けながら、再び選び、参加し、力を発揮できる環境をつくります。

（六）決定・実行・検証・再挑戦を、大調和へつなぐ

事実を智で確かめ、一人ひとりの真実に仁で寄り添い、現実を勇で引き受けます。中庸によって原則と事情を見極め、時中を求め、知行合一によって判断を仕事へ移します。結果を新たな事実として確かめ、次の判断へ返します。この営みを、良知に従い、敬をもって不断に続けます。

正当に決まった総論に従い、引き受けた役割を果たすことと、判断を検証し、より良い提案を次へつなぐことを、共に公を担う者の責任とします。その相互の責任によって、異なる立場の人々が、尊厳を保ちながら共に働ける関係を育てます。これを一つひとつの中和として積み重ね、家庭、地域、社会、国家、そして世界の大調和へつなげます。

決断し、仕事を果たします。結果を確かめ、誤りを改めます。一度の不採用や失敗で、人の未来を閉ざさず、何度でも学び、挑み、共に公を担える社会を育てます。その土台は、第二章の冒頭に記した、公職に就く者がまず自らに課す限度にあります。

第二部

五つの歴史的使命――五大政策

第三章　五つの歴史的使命

第三章　五つの歴史的使命

主旨　国民とともに自主憲法をつくり、日本の歩みを次代へ伝え、子供の育ちと暮らしの土台を支え、五つの国力によって自主独立の未来を築きます。

本会は、国民参加型の自主憲法、国立日本歴史博物館の創設、未来家族資本、暮らしの基盤保障、五つの国力による日本の持続的発展を、五大政策とします。

五つの政策は、第一章と第二章に示した前提から出ています。第一は「人は間違う」ゆえの修正可能性に、第二は「人の生には限りがある」ゆえの記憶の継承に、第三と第四は人生の前提の④⑤と恒産・恒心に、第五は継承共同体の自主独立に拠ります。第一と第二は、百年を歴史的な到達点とします。第三と第四は、二十年の工程で制度を築き、五年ごとの評価で改めます。第五は、日本国が続く限り取り組む恒久の使命とし、途中の目標を定めて成果を確かめます。国民が学び、論じ、自由な意思で選び、結果を検証する参加の仕組みを、五つに共通する基礎とします。

五つは、国のかたち、国の記憶、人、暮らし、国力の順に並びます。人は違い、間違い、限りを持つという人間観、受け取り手渡し合う人生観、関わりの中で幸せを覚える幸福観から、その目的を定めます。縦の継承と横の関係が交わる中今に立ち、理念を制度と仕事へ移します。第一と第二は先祖から子孫へ続く縦の軸を、第三から第五は今を共に生きる横の軸を、政策のかたちにしたものです。第三から第五は、国内に住む個人と国内の事業会社が自らの意思で買う「未来国債」を財源の柱の一つとし（第四の最低保障は恒常財源を柱とし、確定までの不足は特例公債で補って額を公表します）、その全体の設計、財政の見通し、法律の歯止めを、別冊『日本未来プロジェクト　国家政策正本・財政持続可能性説明書』に示します。〔注 22〕

五つを、ひと言と到達点で示します。

政策	ひと言と、到達点
第一　自主憲法	国のかたちを、国民の手でつくる。六段階の国民参加で草案を練り、異論も記録して残す。到達点：令和 28（2046）年 11 月 3 日に草案、令和 29（2047）年 5 月 3 日に最終提案
第二　国立日本歴史博物館	国の記憶を、地域に残し、全国で学ぶ。功績も苦難も、史料に基づいて残す。到達点：令和 27（2045）年 8 月 15 日に中央館を開館、統合デジタル記録 100 万件
第三　未来家族資本	生まれたすべての子に、300 万円の育ちの資本を。第二子・第三子以降には教育と食の資本を加える。到達点：制度の開始から 20 年。基礎枠 5 年、6 年目から追加枠
第四　暮らしの基盤保障	住まい、食事、灯り、人とのつながり。暮らしの土台を、最期まで同じ仕組みで守る。到達点：20 年で公的住宅 80 万戸、月 10 万円に届く最低保障を約 110 万人から
第五　五つの国力	人口、資源、技術、経済、国防。つくる力を育て、自主独立の未来を築く。到達点：令和 27（2045）年に出生率 2.10、食料自給率 60%、研究開発費 4.5%

第一　国民参加型の自主憲法を策定する

自主憲法とは、日本国民が自らの歴史、現在、未来を踏まえて草案をつくり、全国で論じ、現行憲法の適法な手続を通じて国会と国民へ提案する憲法構想です。

人は違い、一人ではすべてを見通せないからこそ、国のかたちを共に論じます。先祖から受け継いだ国を、今の国民が責任をもって担い、次の世代が選び直せる制度として渡すことが、この政策の根にあります。

令和 28（2046）年 11 月 3 日、日本国憲法公布百年までに、自主憲法草案を完成し、全文を公表します。令和 29（2047）年 5 月 3 日の施行百年には、条文、逐条解説、主要な論点、異論、統治機構と財政への影響を添え、国会と国民へ最終提案します。〔注 2〕

現行憲法の下で改正を実現するには、第 96 条に基づく各議院の総議員の三分の二以上の賛成による発議と、国民投票における過半数の承認が必要です。〔注 2〕

草案では、皇統と国家の歴史的継続性、国民主権、人の尊厳、国民の権利と責任を明らかにします。男系男子による皇統継承を守る立場のもと、国会・内閣・司法・式部省の関係、地方自治、財政、外交、国防、非常時の統治、将来世代への責任を定めます。

男系男子による皇統継承、国民主権、基本的人権は、本会が草案づくりに臨む基本方針です。参加者には、それぞれの立場から提案していただきます。異なる立場の提案も受け付け、採否と理由を示します。本会の方針と、討議を経た修正、なお一致しない争点を区分し、党の草案は、本会が責任を持って示す提案として位置付けます。国民全体の合意は、憲法の定める手続と国民の判断によって形づくられます。

作成は、次の六段階で進めます。

段階	行うこと
一　基礎研究	歴史、権利と責任、統治、地方自治、財政、外交・国防、将来世代の課題を調べ、資料と異なる見解を整理します。
二　地域討議	各地の暮らしと地域課題を持ち寄り、憲法に何を定めるべきかを論じます。
三　国民提案	書面、対面、デジタルで意見・質問・条文案を受け付けます。受理番号を付し、採用、修正採用、継続検討、不採用の理由を示します。
四　第一次草案	条文と逐条理由を同時に公表します。
五　全国検証	条文ごとに討議し、権限、費用、財政、危機対応、地方への影響を検証します。修正して第二次草案にまとめます。
六　最終草案	全国検証を踏まえてまとめ、修正履歴、残る争点、少数意見を添えて公表・提案します。

国民参加型の自主憲法づくりは、当初から全国運動として進めます。地域討議は全国四十七都道府県で行い、対面とオンラインを組み合わせます。各地の歴史、文化、自然、産業、人口、暮らしから見える課題を、草案に持ち寄ります。国民は、必要な資料を受け取り、質問し、条文案と理由を提出し、提案がどう扱われたかについて回答を受け、段階草案の検証に参加します。

将来の改正発議については、各議院の総議員の五分の三以上を求め、国民による最終確認へ進む制度を基本案とします。これは現行の三分の二以上とは異なる将来案です。三分の二では国民に問う機会そのものが開かれにくく、要件として大きすぎ、過半数ではその時々の多数で国の土台が動くと考え、その間に五分の三を置きました。国家の根幹に特別多数を求める第二章の原則の中での選択であり、今後議論を深めます。草案の実現には現行法に従い、将来の国民投票の成立要件、方法、周知期間などは、各国の制度と日本の統治経験を比較して詰めます。例えばフランスは、両院合同会議による憲法改正に有効投票の五分の三を要します（第 89 条）。本会の基本案は、これに国民による最終確認を必ず加えるものです。

本会は、参加の仕組みを整え、期限までに草案を完成・公表し、国会と国民へ提案します。全面改正に関する憲法学上の論点も検証し、残る争点を明らかにします。憲法改正の実現には国会の発議と国民の承認が必要です。草案を提案する本会の責任と、憲法を最終的に定める国民の権限を区別します。

第二　国立日本歴史博物館を創設する

国立日本歴史博物館とは、中央館と全国の地域連携網、デジタル基盤を結び、日本の記憶を地域に残しながら全国で調べ、比べ、学べるようにする構想です。

人の生には限りがあり、受け取ったものは手渡してこそ残ります。先人の仕事と苦難を記録し、異なる土地と立場の経験を共に学べるようにすることが、縦の継承を横の公論へ開く、この政策の目的です。

戦後百年となる令和 27（2045）年 8 月 15 日までに、国立日本歴史博物館の中央館を開館し、全国の地域連携網と共通のデジタル基盤を稼働させます。国家史と地域史、統治者と生活者、功績と苦難、成功と失敗を、史料に基づいて記録・保存・研究・展示します。

中央館は、日本の通史と国家的な課題の展示、研究、資料修復、教育、国際発信を担います。新築か既存施設の活用・改修かを含め、場所、整備方式、建設費、運営費は、まだ確定していません。

地域連携網は、全国四十七都道府県の博物館、資料館、図書館、学校、大学、寺社、自治体、企業、地域団体を結びます。地域の資料をその土地で守り、学校教育、巡回展示、聞き取り調査、災害時の資料救援に役立てます。

デジタル基盤では、目録、高精細画像、翻刻、地図、年表、出典、異論の記録を検索し、比較できるようにします。令和 27（2045）年までに、全国を結ぶ統合デジタル記録百万件を目標とします。

記録一件の数え方、重複の扱い、出典情報、権利処理、保存と更新の費用を、試行段階で定めます。所在が分かり、内容を確かめ、研究や教育に使える記録を着実に残し、その質と利用可能性を重視します。

何を残すか

皇統と国家の形成、法と政治、地方自治、外交、産業と科学技術、信仰と文化を扱います。国を動かした人々の記録だけでなく、農地、工場、商店、家庭、学校、寺社、自治会、消防、医療、福

祉を支えてきた人々の歩みも残します。一つの家庭に残る写真や手紙、一つの企業が守ってきた技術も、日本の歴史を知る史料です。

戦争の記録には、英霊を含む戦没者、軍人・軍属、空襲、原子爆弾、地上戦、疎開、引揚げ、抑留、占領下の暴力、戦争孤児、遺族、傷病者、故郷や財産を失った人々の体験を含めます。日本人の被害と体験を正面から残すとともに、日本と関わる戦争で被害を受けた国外の人々の記録も、国籍や立場を越えて残します。

公文書、統計、遺物、日記、手紙、写真、映像、地図、新聞、証言を収集します。国内外の資料を照らし合わせ、確認できる事実、史料から導く解釈、後世の評価を分け、出典と論拠を示します。資料は立場の異なるものを広く集め、複数の視点から検証できる形で公開します。

研究と展示の独立

運営には、歴史研究、地域史、博物館、教育、保存科学、デジタル技術、公文書管理の専門家を置き、任期と責任を定めます。研究・展示・資料評価は、政権、政党、一時の世論から独立し、設置法、公開基準、専門的な審議に基づいて行います。

資料の採否、展示方針、解説、訂正の理由を公開し、展示全体を五年ごとに総合検証します。資料所有者の意思と権利を尊重し、海外に暮らす日本人とその子孫を含め、家族、寺社、自治体、企業、学校、地域団体から資料と証言を集めます。

式部省が残す統治記録は、個人情報などの保護と公開の手続に従い、歴史研究にも用います。過去の判断を学ぶ資料を、政権や担当者が代わっても失われないようにします。〔注 8〕

第三　未来家族資本で、すべての子の育ちを支える

未来家族資本とは、生まれたすべての子に、誕生から三十六か月分の三百万円の育ちの資本を国が付与し、第二子と第三子以降には三歳以降の教育と食の資本を加える制度です。基礎枠の利用期限は三歳六か月です。

人は一人では生きられず、子の育ちは家族と社会の関わりに支えられます。すべての子を我が子として案じる心を、親が子に向き合う時間と暮らしの条件に表し、次の世代を育てる務めを社会で担います。

制度の開始とともに、すべての子に基礎の三百万円を付与します。三十六か月で使えば月約八万三千円です。親が望めば、経済的な事情だけで早い職場復帰を強いられることなく、三年間、家で子供と向き合える暮らしの土台になります。働いても権利は保たれます。第二子には三歳以降に家族教育・食費資本三百万円を、第三子以降には六百万円を加えます。〔注 22〕

権利は出生の日に確定します。費用には未来国債の発行収入を充て、その年の発行が必要額に届かない分は特例公債で補い、額を公表します。国債の売れ行きや財政の事情にかかわらず、生まれた子の権利は全額を守り、発生した権利は一般会計が法律で裏付けます。

使い道と届け方

家族資本は、使い道と期限のある電子の給付「未来クレジット」で届けます。食品、衣料、家賃と住宅ローンの返済、電気・ガス・水道、保育と教育、医療の自己負担、公共交通など、子育ての暮らし全体に使えます。酒、たばこ、賭け事、金券や貴金属など換金しやすいものは対象から外します。登録した事業者は額面で円に換えられるため、国の費用は円で給付する場合と同じです。使い道が子育ての暮らしに向き、期限の中で使われることで、給付は地域の商店と仕事を支えます。

順序と検証

最初の五年は基礎枠から始めます。権利の発生額は年約二兆円で、目的の重なる児童手当の〇〜二歳分を統合すると（第三子以降分の扱いは未定）、新たな負担は年約一・六兆円です。第一子から第二子、第二子から第三子への移行率を確かめたうえで、六年目から追加枠を開きます。追加枠を開く時点で三歳未満の第二子・第三子以降を対象に含めるかは、五年評価で移行率と費用を確かめて決めます。二十年の総額は、現在の出生数なら約六十一兆円、出生率が令和27（2045）年に二・一〇へ向かう経路なら約九十八・七兆円です。出生が増えれば費用も増えますが、それはこの制度が望む結果です。

出生率は、若い世代の所得、住まいの費用、働き方、地域の支えとともに動く指標です。本会は、婚姻、第一子の出生、第二子・第三子への移行率、住まいの費用、若い世代の実質所得を出生順位別に追い、五年ごとに金額と使い道を改めます。子供を持つかどうかを含め、一人ひとりの人生と選択を尊重することは、第五の「人口」と同じです。

第四　暮らしの基盤保障で、暮らしの土台を守る

暮らしの基盤保障とは、住まい、食事、灯り、人とのつながりという暮らしの土台を、子育ての時期から老後まで同じ仕組みで支える制度です。生活保護の選択制、年金の任意の交換、公的住宅、月十万円に届く最低保障、持ち家の任意の買取りの五つからなります。〔注23〕

人は関わりの中で幸せを覚えます。その関わりを支える住まいと食、健康と見通しが失われれば、自ら選び、務めを果たす力も損なわれます。恒産・恒心に学び、困難の後にも再び社会と関われる土台を整えます。

選ぶのは本人

生活保護を受ける方は、現金のままか、食・衣・光熱の現物の保障に未来クレジットの上乗せが付く形かを、自分で選べます。現物を選んだ方が受け取る保障の合計は、今と同じか、それ以上とします。年金で暮らす低所得の方は、希望すれば、受け取った年金の一部を食事の保障と、公的住宅が整うのに応じて住まいの保障に替え、未来クレジットの上乗せを受けられます。保険料を納めて得た年金の権利は、そのまま守ります。

住まいと最低保障

空き家を改修し、二十年で公的住宅八十万戸を目標に整えます。財政の見通しの中心では約七十万戸です。住宅扶助として家賃に払い続けてきたお金を、国と地域に残る住まいに変えます。見守りの付く住まいを三割とし、若い家族、ひとり親、高齢の方が同じ地域に暮らせるようにします。持ち家を手放したい方からは、空き家になる前に鑑定価額で買い取り、改修して次の世代の住まいにつなぎます。

低所得の高齢者には、納付期間に応じた最低保障を、年金生活者支援給付金を土台に整えます。保険料を満額納めた方は年金と合わせて月十万円に届く設計とし、最も支えが必要な約百十万人から始め、財源が決まった分だけ対象を広げます。受給資格期間を満たさない無年金の方は、最低保障ではなく生活保護の選択制で支えます。

費用と財源

年の追加費用は、全国で始めて五年目に約〇・七九兆円、二十年目に約一・七一兆円です。公的住宅の建設は、未来国債による国家基盤投資に含めます。その六〜七割を占める最低保障には、金融所得への所得に応じた課税、所得の高い年金受給者の国庫負担分の見直し、所得と資産に応じた医療・介護の負担（七十五歳以上の医療の窓口負担の原則二割化を含む）の計約〇・九五兆円を財源候補とし、法改正の成立分から順に充てます。届かない分は特例公債で賄い、額を毎年公表します。費用の全体、財源、法律の改正事項は、別冊『暮らしの基盤保障　政策書』に示します。〔注23〕

第五　五つの国力による日本の持続的発展を実現する

持続的発展とは、人口、資源、技術、経済、国防の五つの国力を育て、今の暮らしと未来の選択肢を同時に支えることです。

限りある人と資源を受け継ぎ、今の仕事を次へ渡す人生観を、国全体の力に表します。人口、資源、技術、経済、国防を互いに支え合う条件として育て、今の安寧と、まだ生まれていない人の選択肢を共に守ります。

日本の自然と文化と日本人を大切にし、人口、資源、技術、経済、国防の五つの国力を育てます。国民の安寧、自主独立、経済の繁栄、未来の選択肢を支えるための本会の政策目標です。

人口

希望する結婚、出産、子育て、学び、働き方、地域での暮らしを、経済的・社会的事情で諦めずに済む条件を整えます。所得、住まい、雇用、教育、医療、保育、仕事と家庭の両立、地域の支えを一緒に考えます。子供を持つかどうかを含め、個々人の人生と選択を尊重します。

資源

国土、水、農地、森林、海洋、食料、エネルギー、鉱物を守ります。生産だけでなく、種苗、肥料、飼料、用水、加工、物流、備蓄までを供給網として整えます。国内生産、循環利用、複数の調達経路を組み合わせ、平時にも危機時にも暮らしと産業を支えます。

技術

職人の技能、製造、農業、医療、基礎研究、情報通信、人工知能、宇宙、防衛の技術を国内で育てます。研究成果を産業や地域の仕事に生かし、人材、技術、知的財産を日本に蓄積します。

経済

国民の実質所得を高め、企業の投資と国内の生産力・供給力を育てます。中小企業、農林水産業、製造業、建設業、商業、物流、金融、医療、介護、サービス業が、地域で人材と雇用を確保し、次代へ仕事を渡せる環境を整えます。

期限付き外国人就労と国内の供給力

本会は、外国人の継続的な受入れを前提として国内の人手不足を固定化する政策を改めます。賃金と労働条件の改善、国内人材の育成、就労を妨げる事情の解消、省力化投資を優先し、それでも必要な分野について、人数、期間、受入れ責任を明確にした期限付き就労制度を設けます。

この制度の就労資格は本人に限ります。家族帯同と、就労資格に付随して配偶者や子を呼び寄せる資格は設けません。就労期間には通算上限を設け、転職、再入国、実質的に同種の資格への変更によって上限を更新できない仕組みとします。期限付き就労から長期就労、永住、帰化へ当然に移る制度にはしません。

受入れ企業には、適正な賃金、社会保険、住居、帰国費用及び必要な公的負担への責任を求めます。受入れ人数の上限と企業負担の仕組みを設け、外国人労働力への依存を下げる計画の実行を確認します。労働者が適法に転職し、相談し、未払賃金等の救済を求める道を確保します。

在留、家族、帰化に関する制度変更は、憲法及び関係法令の見直しと国際約束との関係を整理して行います。既存の適法な在留関係には移行措置を定め、難民保護その他の人道上の事情は別の法定手続で判断します。婚姻、出生、配偶者としての在留など、本人が独立に満たす在留要件は、この制度の制限とは別に扱います。現行の育成就労制度及び特定技能制度との関係（統合か改編か）、就労期間、人数、企業負担の数値と経過措置は、実態を検証して施行前に確定します。〔注 35〕

国防

国民、国土、主権、産業、資源、文化、社会基盤を守ります。人員と装備に加え、情報、サイバー、宇宙、弾薬、燃料、部品、輸送、修理、医療、備蓄、国内生産、国民保護を一つの体制にします。抑止、危機の察知、防衛の継続、被害からの復旧まで備えます。

教育、公徳（こうとく）、文化、制度への信頼、国家としての意思が、この五つを支えます。都道府県連は地域の強みと課題から持続的発展計画をつくり、全国組織は、必要な法制度、財源、研究基盤、供給網、安全保障体制を整えるために取り組みます。

中間目標と長期目標

分野	令和 17（2035）年 中間目標	令和 27（2045）年 長期目標
合計特殊出生率	1.50	2.10
食料自給率（カロリーベース）	50%	60%
危機時の基礎食料供給能力	80%	100%
エネルギー自給率	30%	40%
研究開発費の国内総生産比	4.0%	4.5%
実質中位可処分所得	令和 8 年比 20%増	令和 8 年比 40%増

上表は本会の政策目標です。実績値や達成予測とは区別します。令和 17（2035）年に中間評価、令和 27（2045）年に総合検証を行い、成果と残る課題を踏まえて、次の二十年の目標を示します。

長期目標と併せて、途中で何が変わったかを確かめます。人口では若年層の実質所得、住宅費負担、保育の利用、結婚・出産の希望と実現の差を追います。食料とエネルギーでは生産量だけでなく投入資材、備蓄、供給の継続を、技術と経済では研究人材、国内投資、実質所得への波及を確認します。基準年、対象、算定方法を公表し、全国値の改善だけで地域や世代の負担を見落とさないようにします。

合計特殊出生率は、その年の十五〜四十九歳の女性の年齢別出生率を合計した指標です。本会では社会全体の出生動向を確かめる結果指標として用います。政策の評価は、若年層の所得、住宅費、保育、結婚・出産の希望と実現の差などの過程指標と合わせて行います。〔注 9〕

カロリーベースの食料自給率は、供給総熱量に占める国産供給熱量の割合です。危機時の基礎食料供給能力は、指定した途絶条件の下で供給できる基礎食料の熱量を、同じ期間の必要熱量で割る本会独自の指標とします。国内生産と備蓄を区分し、投入資材、加工、輸送の制約を含め、月別・地域別の不足も確かめます。対象、期間、必要熱量等の確定手順は、義解第三章七に示します。〔注 6〕

エネルギー自給率は、一次エネルギー供給に対する国内産出の割合とし、原子力の扱いも公表統計と合わせます。蓄電、送配電、燃料備蓄は供給の継続を支える指標として扱い、国産エネルギーの産出とは区分して算定します。〔注 7〕

研究開発費の国内総生産比は、政府支出だけでなく民間等を含む国内研究開発費全体を対象とします。比較には、集計範囲と算定方法をそろえます。〔注 10〕

実質中位可処分所得は、可処分所得の中央値を物価調整して捉える指標です。対象とする世帯、世帯人員による調整、用いる物価指数、税・社会保険料、帰属家賃等の詳細な算定条件は、政策白書で定めます。

これらの指標は、本会が責任者を定めて制度設計に着手した日から九十日以内に定義案を示し、外部の専門家による検証を経て百八十日以内に算定条件と基準値を公表する工程とします。資料が不足するときは、不足する項目、追加調査、次の判断日を示し、未測定の値を実績として扱いません。

国家政策の工程と財源

国家事業として実施する段階では、必要な法律と予算を国会で審議・議決します。公的投資、恒常財源、既存事業の見直し、国有資産、民間投資をどう組み合わせるかを、事業ごとに検討します。〔注 2〕

第三から第五の財源の柱の一つは、国内に住む個人と国内の事業会社が自らの意思で買う未来国債です。年十兆円を上限に、二十年で最大二百兆円を募ります。財政の見通しの中心は約百七十五兆円で、発行は実際に買われた額の範囲とします。国と地方の債務の対 GDP 比を今の水準より上げないことを法律の歯止めとし、国の利払費が税収の四割に達すれば発行を止め、物価を除いた実質の利払いが GDP 比二%に達すれば発行を半分にします。判定は独立した財政評議会（別冊『日本未来プロジェクト　国家政策正本・財政持続可能性説明書』に定めます）が行います。〔注 22〕

特例公債による補填も、債務と利払いの判定に含めます。既に生じた給付の権利は守りながら、新規の裁量的な事業や追加枠の時期・規模を調整し、恒常財源と歳出の見直しを含む財政計画を示します。別冊の金額は一定の前提に基づく試算であり、実施判断の前に、出生数、利用率、単価、金利等を更新して再計算します。

総事業費、個別事業の費用と人員には未確定の部分があります。今後作成する別冊『五大政策政策白書・工程表』では、初期費用と年間維持費、公費と民間負担、既存事業との重複、他政策と

の優先順位を示します。令和10（2028）年、令和12（2030）年の初期検証から、令和17（2035）年、令和27（2045）年の評価へつなぎ、自主憲法は草案完成と最終提案までの工程を記します。進捗、費用、成果、未達、変更理由は毎年公表します。

第三部

日本大調和会の実践と責任

第四章　理念を自らの仕事にする

第四章　理念を自らの仕事にする

主旨　国民に示す理念を、本会自身の組織運営と活動にも用い、権限と責任、判断の理由と結果を明らかにします。

ここまでに、本会が目指す日本の姿と、そのための統治原理、五つの歴史的使命を示しました。ここからは、それらを掲げる日本大調和会自身の責任を定めます。

一　日本大調和会が、まず自ら従う

本会の会長、執行部、本部、都道府県連、地域政党、議員、候補者、会員について、権限、役割、任期、責任を規約に定めます。人事、公認、資金、懲戒、情報を扱う権限には、監査、利益相反管理、異議申立て、救済の手続を対応させます。

公認の基準は規約に定めます。本会は、帰化によって日本国籍を取得した者を、取得から二十五年を経るまでは公認しません。これは、法令上の被選挙権を有する者について本会が候補者を選ぶ党内基準です。第二章一の立候補までの年数（自主憲法事項）とは別に、本会が自らに課す基準です。国の指導的公職を出生による国民に限る制度案は別であり、二十五年の経過によってその資格制限が解除される意味ではありません。法の年数より長い年数を党が自らに課すのは、法の年数が立候補の最低線であるのに対し、公認は党が候補者に求める水準だからです。

この基準が及ぶのは公認に限り、国籍、入党、党内の役職の資格はそれぞれの定めによります。二十五年は、衆議院議員の被選挙権年齢である二十五歳を目安に、継承共同体への長期的な関わりを求めて置いた本会独自の期間です。年齢要件が、この期間の必要性を証明するわけではありません。帰化前の居住歴、地域での活動、国籍によらない公認基準との比較を一周年再検証の資料とし、期間を維持又は変更する理由を公表します。

本会から公職に就く者、及び就こうとする者は、第二章の冒頭に記したとおり、私を背きて公に向かい、権限は与えられた範囲で使い、約束はできることに限り、足りないものは足りないと言います。これに反したときは、式部機能の記録に残します。

全国組織と地域組織に式部機能を置き、公約、議決、賛否、会計、方針変更、訂正を記録します。選挙後には、事前の目標と実際の得票、当選者数、費用、成果、未達を照らし合わせ、改善方針を公表します。

本会は、国と地方に求める検証を、まず自らに課します。党費・寄附その他の収入と活動費の決算を毎年公開し、法定の政治資金収支報告書と整合する事業別の検証票を添えます。誤りの指摘を受け付け、訂正履歴を残します。期間途中の報告と年間決算を区別します。

健全な組織は、一人ひとりの問いと異論を受け止め、事実と理由に照らして確かめ、その中から自らを改め、深めていく力を持ちます。本会は、問いと異論を判断を確かめる機会として扱い、少数意見と不採用の理由を記録し、結果が出た後にも読み直します。役職や評価によって意見の価値を決めず、誰が述べたかより、何が事実で、どの理由が公に耐えるかを確かめます。

二　全国と地域の役割

日本大調和会は、共通の理念と基本文章を持ち、全国で活動する政治組織を目指します。国政は全国本部、県政と広域調整は都道府県連、市町村政策と住民に身近な活動は地域政党（都道府県と市町村のそれぞれに置くことができます。例：日本大調和会滋賀党、日本大調和会滋賀守山党）が担い、共通規範のもとで、それぞれの優先順位と活動方法を決めます。

三　式部機能の段階的実装

式部機能は、第二章六に定めた四つの段階――本会の党内式部機能、自治体・公職者との任意の連携による共通記録、既存の公的機関を法令の範囲で接続する公開・検証基盤、自主憲法に根拠を置く式部省（しきぶしょう）と地域の式部機能――の順に実装します。本会は第一段階を結党後直ちに始め、全国組織と地域組織に式部機能を置いて記録を始めます。次の段階へ移る前に、費用、権利の保護、情報の安全、事務負担を検証し、その結果を公表します。

四　初期活動と党活動の財源

結党後の最初の仕事は、地域で論じる場をつくること、残すべき史料を調べること、暮らしと国力の現状を確かめることです。初年度の活動計画に担当、必要人員、予算、成果物を明記し、確保した人員と資金の範囲で着手します。

制度案ごとに政策担当の責任者を置き、式部機能は根拠と変更履歴を記録し、利害関係のない専門家が検証します。着手後九十日以内に目的、対象、指標と資料の不足を、百八十日以内に代替案、費用、権利や暮らしへの影響を公表します。その年度内に、本会の権限と予算で行える試行の可否を決めます。国や自治体の事業として実施する部分は、それぞれに必要な法令と議会の議決を経ます。

令和10（2028）年の初期検証では、次の成果物を公表します。

自主憲法では、全国本部を中心に全国各地へ参加を呼びかけ、地域討議と、書面・オンラインによる国民提案の受付を進めます。論点、寄せられた提案、採否理由を記録・公表し、参加の広がりと事務負担を検証します。

歴史資料では、所有者の同意を得た資料でデジタル保存を試行し、目録、出典、利用条件、一件当たりの作業と費用を示します。中央館の方式は、既存施設の活用を含めた比較から検討します。

五つの国力では、全国と、結党時の活動拠点である滋賀の基礎資料を整理し、現行施策、足りない支援、費用、実施主体を比較します。独自指標は算定条件を定め、他者が同じ資料から計算を確かめられる形で公表します。

未来家族資本と暮らしの基盤保障では、制度の設計、費用、財源、必要な法律の改正事項を政策正本として公表し、地域の家賃の差や世帯の構成を反映した都道府県別の費用の表を示します。暮らしの基盤保障は、数地域の実証から始めます。

令和12（2030）年には、これらの実績、費用、課題を総括し、拡大する事業、改める事業、継続しない事業と、その理由を示します。初期活動は、現在確保できる人員と資金を基礎に着手します。

党活動の財源は、日本国民である個人からの資金を基礎とし、会費、個人寄附、適正な研究協力事業収入、本人確認を経た日本国民個人によるクラウドファンディングで構成します。政党助成金は、法律の要件を満たしたときに受け、使途を公表します。企業・団体からの献金は受けません。

クラウドファンディングでは、目的、目標額、期間、未達時の扱い、返金条件、使途、残額処理、成果報告を募集前に示します。本部による会計情報の集約と、各団体に法令上必要な帳簿・収支報告を区分し、承認権限と監査は規約・会計規程に定めます。

五　創設期と文書の再検証

本会は、この基本文章を、確かめて改め続ける文書とします。意見を募り、根拠資料、異論、実際の結果に照らして確かめ、改める場合は新旧対照と変更理由を残します。創設期と再検証の手順は次のとおりで、具体的な手続は規約に定めます。

人は違う。人は間違う。人は欲を持つ。人は一人ではすべてを見通せない。人の生には限りがある。この人間観を掲げる本会が、自らの文書だけは誤らないものとして固定すれば、思想と制度が矛盾します。本会は、自らを最初の検証対象とします。

結党後三年間を創設期とします。創設に携わった者で構成する創設評議会が、結党から一年後に、次の手順で基本文書体系全体を正式に再検証します（一周年再検証）。

一　全党員、都道府県と市町村の地域政党、所属議員、公認候補者、事務局、監査・倫理・異議審査の機関、外部の専門家及び国民から、少なくとも六十日間、意見を受け付けます。

二　初期の執行部が、運用の実績、費用、事務負担、地域差、制度が生んだ副作用などをまとめ、改訂案と新旧対照表を作成します。

三　創設評議会は、構成員総数の三分の二以上で改訂案を提案として採択します。規範の効力は、規約所定の正式な改正手続を経て生じます。

四　改めた事項は変更理由を、改めなかった事項もその理由を残し、論点、根拠資料、異論、未解決事項とともに公表します。

検証の対象は、理念、統治原理、五大政策にとどまらず、組織、財務、情報公開、選挙、政策の実行、暫定的な数値目標を含む基本文書体系全体に及びます。自主憲法の草案づくりに関わる論点も、特定の条文を除くことなく、この検証と国民参加の討議の中で扱います。

創設評議会の検証・引継ぎと初代会長の通常任期は結党から三年です。創設理事は結党後最初の参議院議員通常選挙後九十日以内に通常理事選挙で交代します。創設評議会・初代理事会の特別執行権限は、その期限と結党三年後の早い方に終了します。以後の役職は規約の手続に従い、創設者の自動続投、任期の再起算、恒久的な上位権限は認めません。

創設期が終わる結党三年後に第一回の総合検証を行い、その後も三年ごとに続けます。総合検証では、基本文書の理念と現実の政治判断、五つの歴史的使命と五つの国力の進捗、組織と党員制度、資金と情報公開、国民と地域からの信頼、制度が生んだ副作用と事務負担までを一つの報告にまと

めます。制度を変える時は、変更前の仕組み、確認された事実、変更理由、代替案、移行措置及び次回の検証時期を示します。

後文　預かった日本を、未来へ

皆さん。今、どうか少しだけ目を閉じ、想像してみてください。

二十年後、三十年後。私たちが今日から一つずつ仕事を積み重ねた、その先の日本を。そして、その景色に少し胸を躍らせてください。

朝、家々から温かな湯気が立っています。子供たちは安心して学びへ向かい、田畑には人の姿があり、町工場からは機械の音が聞こえます。働く人には、その働きが暮らしへ返る仕事があり、家庭を築きたい人は家庭を築き、子供を育てたい人は、未来を恐れるより、その成長を楽しみにしています。年を重ねた人は、歩んできた人生を振り返りながら、日本で生きてきてよかったと思える日々を送っています。機械や計算の力がどれほど進んでも、人としてのつながりを、地域や自らが所属する組織の中で感じることができます。

人生には、病に倒れる時もあります。仕事を失うことも、商いに失敗することも、災害によって築いてきたものを失うこともあります。それでも、もう一度立ち上がる道があります。失敗した人にも、自らの意思で人生を歩き直す道が開かれた社会になっています。国民の安寧は、自ら生き、自ら選び、挑み、支え合い、何度でも未来へ向かうことのできる暮らしとして、日本に根づいています。

政治は、一つの水路、一枚の農地、一軒の商店、一人の子供の困り事まで、私たちの暮らしの中にあります。そこにも政治の責任があります。届いた声には答えが返り、約束したことには結果が返っています。できたことも、できなかったことも記録に残り、次の人は、その続きから仕事を始めています。人が代わっても国の記憶は失われず、先人の仕事の上へ、新しい時代の仕事が積み重なっています。

子供も大人も、自ら問い、自ら選び、自ら学んでいます。異なる史料や考えに触れ、自分が正しいと思っていたことさえ確かめ直すことができます。自由に問い、学び、研究できる土壌が広がり、学問は豊かに発展しています。その積み重ねが、我が国の知恵となり、次の時代を拓いています。

日本人は、自らの国を知っています。誇るべき歩みも、深い悲しみも、大きな成功も、二度と繰り返してはならない過ちも学んでいます。古いというだけで捨てることも、古いというだけで崇めることもありません。何を受け継ぎ、何を改め、何を次代へ渡すのかを、自ら考えています。

日本には、食を支える力があります。暮らしと産業を動かす力があります。未来を拓く技術があります。地域には仕事があり、農地も森林も海も手入れされ、人が育ち、国民の暮らしと国土を守る力があります。我が国は自らの足で立ち、自らの進路を自ら決め、その上で、互いの主権（しゅけん）、歴史、文化を尊重する世界の国々と手を携えています。

政治を担う者は、家々の灯りを見ています。数字の向こうにある暮らしを見ています。子供たちの通学路を歩き、田畑の実りを確かめ、町工場の音を聞き、商いをする人の声に耳を傾け、子を育てる家庭や、介護を担う家族の暮らしを見ています。民のかまどに、煙は立っているか。その問いが、時代を越えて政治の中に生きています。

その日本は、仁徳天皇に「民は安んじています」と報告できる日本です。家々には灯りがあり、家族を囲む食卓があり、子供たちの声が響き、人々が明日を信じて働いています。かつて民のかまどから煙が立たないことを憂えられたと伝わる天皇に、その景色を胸を張って申し上げることができます。

十七条憲法を残した先人へは、和することと論ずることが、今も同じ政治の中に生きていますとお伝えできます。考えの異なる人々が、より良い答えを求めて論じています。人は誰もが誤り得るからこそ、相手の言葉を聴き、自らを省み、なお共に答えを求めています。

本居宣長が問い続けた、日本とは何か、日本人とは何かという学問の先に、私たちは、自らの言葉を読み、自らの歴史を知り、世界へ心を開く日本を築いています。日本を知ることは、世界の中で自らが何者であるかを知り、自ら問い、自ら学び、自ら未来を考える力になっています。古きを尋ねることも、未来へ進む力になっています。

日本を今日までつないできたのは、田を耕し、海へ出て、商いを続け、ものをつくり、技を磨き、子を育て、親を看取り、地域を守った、歴史に名を残した人も名を残さなかった人も含む、数え切れない先人です。自らの名が後世に残ることなど考えず、その時代を懸命に生き、日本を次へつないできた人々です。

そして、日本のために命を捧げ、故郷へ帰ることのできなかった英霊がいます。もう一度見たかった故郷がありました。もう一度会いたかった家族がいました。本当なら、生きたかった明日がありました。その明日の先の日本で、私たちは幸せに生きています。英霊には、「皆様が命を懸けて守ろうとした故郷と家族、その先にある日本を、私たちはさらに良い姿へ育て、次の世代へ託しています」と、胸を張って申し上げることができます。

戦争とその前後の混乱の中で命を失い、傷つき、家族や故郷や暮らしを奪われた国内外の多くの人々の悲しみも、胸に刻んでいます。国を守る力と、大きな悲しみを繰り返さない知恵。その両方を次代へ引き継いでいます。

そして、私たちが最も報告したいのは、もっと身近な人たちです。父や母。小さい頃に手を引いてくれた人。時には叱り、働く背中を見せ、何も語らず家族を守ってくれた、もう会うことのできない、おじいちゃんや、おばあちゃん、そしてお世話になったあの人です。

言葉は、少しで足ります。町を一緒に歩くように、子供たちの姿を、働く人々を、田畑や商店や学校を、夕暮れの家々にともる灯りを、心の中で見てもらいます。そして、少しだけ自慢できます。「あなたたちから預かった日本を、こんな国にすることができました」と。その時、「よくやったな」と笑ってもらえる人生になっています。

誰にでも、胸を張って報告したい人がいるのではないでしょうか。もう会えないからこそ、その人に恥ずかしくない生き方をしたいと思わせてくれる人がいます。そんな人たちに、胸を張れる日本になっています。今を生きる人が幸せになり、その幸せが自分だけで終わらず、次の人へとつながっています。

そして、忘れてはならないことがあります。その日本を生きる私たちも、やがて先祖になります。百年後、二百年後。私たちの顔も名前も知らない子孫たちが、日本で朝を迎えています。その人た

ちが飲む水も、食べる米も、話す言葉も、学ぶ歴史も、暮らす町も、選ぶ政治も、私たちの時代に重ねた仕事とつながっています。

その子孫たちは、私たちの時代を振り返っています。「あの時代の人々は、自分たちのことだけを考えなかった。国を守り、歴史を残し、自然を育て、技術を磨き、子供を育て、自由に問い、学び、研究できる土壌を残し、まだ生まれていない私たちのことまで考えてくれた。だから今、私たちは幸せに生きている」そう振り返ってもらえる日本になっています。

傷んだところは直し、足りないものはつくり、誤ったところは改め、大切なものは護る。そこへ、私たちの時代にできる仕事を一つ加え、より良い姿で次代へ託しています。

先人に誇れる人生を。未来の子孫が誇れる日本を。そして、一人ひとりが、「日本に生まれてよかった。この時代を生きてよかった。この日本を次の世代へ託したい」そう心から思える国になっています。

では、ゆっくりと目を開けてください。

今、皆さんが心に描いた日本は、これから形になります。私たちと共に歩み、目の前の仕事を一つずつ積み重ね、美しい山桜が咲く日本を取り戻していけば、その未来は、必ずやってきます。

日本に受け継がれてきた皇統（こうとう）とシラスの心を護り、決めた約束を守り、相手の立場に立って考え、みんなで睦み合い、話し合って物事を進める。そんな日本を、次の世代へ引き継いでいきたい。

悠久の歴史の中で、今、我が祖国『日本』を預かっているのは、私たちです。

それが、私たちの願う日本大調和です。一緒に、作っていきましょう。

注・参照資料

注１　思想上の用語

本書は古典の教えを踏まえた本会の政治思想を述べます。注の番号は本文の出現順ではなく、主題ごとに付しています。「大調和」「中和」「事実・真実・現実」「シラス」「公徳」「公準」、恕・忠恕の用い方、「人間観の五つの前提」「人生の五つの前提」、幸福観、三つの学びと三つの政治原理の関係は、本会の定義です。中今を縦と横の交わる現在の自覚へ結ぶ整理、三つの学びの倫理と実践に共通の本質を見いだす構成も、本会の読解です。古典の語義と現代政治への読解を区別します。特に涅槃寂静と致良知の関係は注 15 に、空と敬の関係は注 13・注 15 に示します。表紙の皇紀は、日本の歴史の由来を示す紀年として用います。前文・後文の文学的な語句は定義の対象とせず、本会の定義語の詳細な解釈は別冊『日本大調和義解』および政策白書で扱います。

注２　日本国憲法

衆議院「日本国憲法」第 1・4・13〜15・19〜23・29・32・44・56・83〜86・96 条。公布は昭和 21（1946）年 11 月 3 日、施行は昭和 22（1947）年 5 月 3 日です。外国人の地方参政権については、最高裁判所平成 7 年 2 月 28 日第三小法廷判決（民集 49 巻 2 号 639 頁）が、憲法は永住外国人への地方選挙権の付与を保障していないとし、永住者等で居住区域と特段に緊密な関係を持つ者に限り、法律で地方選挙権を付与することは禁止されていないと傍論で述べています（被選挙権には触れていません）。本会は、この判決を踏まえたうえで、付与しない立場を採ります。外国籍の公務員については、最高裁判所平成 17 年 1 月 26 日大法廷判決（民集 59 巻 1 号 128 頁）が、地方公共団体が、公権力の行使又は重要な施策に関する決定に携わる管理職への昇任を日本国籍を有する職員に限ることを、憲法上許容しています。本文の「公権力の行使又は公の意思形成への参画」は、政府見解（いわゆる当然の法理）の語です。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm

注３　法の適用に関する通則法

e-Gov 法令検索。第 3 条「法律と同一の効力を有する慣習」。

https://laws.e-gov.go.jp/law/418AC0000000078

注４　五箇条の御誓文

国立国会図書館・国際子ども図書館「五箇条の誓文／五箇条の御誓文」。原文は「一　廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ／一　上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ／一　官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス／一　舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ／一　智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」。第二章八の①〜⑤は読み下しと本会の言い換えで、「皇基」（天皇の統治の基礎）は、本文では「皇室を中心とする国の基」と言い換えます。各条を本会の原理に重ねる整理は本会の読解です。第二章九は読みやすさのため現代表記で引きました。

https://www.kodomo.go.jp/yareki/archive/archive_04.html

注５　教育勅語に関する国会決議

衆議院・第 193 回国会、答弁第 223 号（平成 29 年 4 月 21 日）。昭和 23 年の衆議院の排除決議及び参議院の失効確認決議。教育勅語の原文は国立公文書館所蔵「教育ニ関スル勅語」（明治 23 年 10 月 30 日）。徳目の部分は「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」。第二章八の①〜⑪の語釈は本会の言い換えです。明治神宮のウェブサイトが掲げる口語文訳（明治神宮崇敬会刊『たいせつなこと』より）は、徳目を原文の順に日常の言葉で示し、⑪にあたる箇所を「もし国家の平和と国民の安全が危機に陥るような非常事態に直面したら、愛する祖国や同胞を守るために、それぞれの立場で『勇気を出してがんばります』と覚悟を決め、力を尽くしましょう」と訳して、「皇運ヲ扶翼ス」の語を訳出していません。本会はこれと方向を同じくしつつ、原文の語を示したうえで、守る対象を家族と隣人と国に置き直します。同訳が智能啓発と徳器成就を分けて十二に数える徳目を、本書は⑧で一つに束ねて十一に整理しています。昭和 23 年 6 月 19 日、衆議院「教育勅語等排除に関する決議」、参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」。原文の国憲は大日本帝国憲法を指し、本会は現行憲法と法の下で読み替えます。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193223.htm

注 6　食料自給率

農林水産省「食料自給率とは」。カロリーベース総合食料自給率の定義。本文の数値は本会の目標です。

https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/011.html

注 7　エネルギー自給率

資源エネルギー庁『エネルギー動向（2025 年 6 月版）』第 1 章第 1 節「4. エネルギー自給率の動向」。国内産出／一次エネルギー供給×100 及び原子力の計上方法。年次実績値は転載していません。

https://www.enecho.meti.go.jp/about/energytrends/202506/html/s-1-1.html

注 8　公文書の保存と利用

e-Gov 法令検索「公文書等の管理に関する法律」。行政文書の作成・管理、歴史公文書等の保存・利用等を定めています。式部省は本会の制度構想です。

https://laws.e-gov.go.jp/law/421AC0000000066

注 9　合計特殊出生率

総務省統計局「統計 FAQ 02C-Q02　女性が生涯に生む子供の数（合計特殊出生率）」。期間合計特殊出生率の定義。1.50・2.10 は本会の目標です。

https://www.stat.go.jp/library/faq/faq02/faq02c02.html

注 10　研究開発費

総務省統計局「統計 FAQ 11B-Q01　我が国の研究費」。企業、非営利団体・公的機関、大学等を含む調査範囲。比較時は集計範囲・算定方法をそろえます。

https://www.stat.go.jp/library/faq/faq11/faq11b01.html

注 11　儒学の修養と忠恕

『大学』の格物・致知・誠意・正心・修身、及び『論語』里仁第四 4.15、衛霊公第十五 15.24 等を参照します。主参照は『朱子学大系　第 7 巻　四書集注　上』明徳出版社、1974 年、土田健次郎訳注『論語』ちくま学芸文庫、2023 年です。格物致知を現場・資料の調査にも生かす説明は、本会の実践上の読解です。朱子学と陽明学の解釈は、それぞれの歴史と思想に即して区分します。

https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I000001240237

https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I033139168

注 12　かんながらと畏れ

國學院大學『Basic Terms of Shinto』K 項「Kannagara」を参照します。生命と環境への畏れを、良知に従って生きる条件への感謝・責任として捉える部分は、本会の思想です。

https://www2.kokugakuin.ac.jp/ijcc/wp/bts/bts_k.html

注 13　四法印と八正道

施護訳『佛説法集名數經』（大正新脩大藏經、第 17 巻、第 764 番）「四法印」「八聖道」。主参照は東京大学大学院人文社会系研究科・SAT 大正新脩大藏經テキストデータベースです。空については、玄奘訳『般若波羅蜜多心経』（大正新脩大藏經、第 8 巻、第 251 番）の「色即是空、空即是色」を参照します。縁起を、多くの関わりに支えられて生きる意に受け止めるのは、大乗以降の展開に学ぶ本会の読みです。空を縁起の側から受け止め、人生の前提「人は、一人では生きることができない」と重ねて読み、敬へ結ぶのは、本会の読解です。「自らに由る自由」「自らを由として生きる」の由は、由る（よる）、由（よし）、拠り所としての由の三つを重ねた本会の用法で、内面の在り方をいいます。ここでの由（よし）は、生じたことをそのまま是（よし）と受け止める意で用い、「良し」と重ねます。これは語源の説明ではなく、本会の掛け言葉です。第二章七にいう我は、関わりの中に現に在る自己の意で、常住の実体としての我（アートマン）ではありません。空と我を表裏一体と読み、色即是空、空即是色をその意に取り、中今に結ぶのは本会の読解であり、無我の教義の解釈を定めるものではありません。空を縁起から定義する読みは、龍樹『中論』観四諦品「衆因縁生法、我説即是空」（大正新脩大藏經、第 30 巻、第 1564 番。SAT 所収本文の偈頌は「我説即是無」、続く釈文は「我説即是空」）に、「空であるからこそ在り、務めを引き受けられる」は同品「以有空義故、一切法得成」に、自らに由る姿勢は「自灯明・法灯明」（『長阿含経』巻二「遊行経」、同第 1 巻、第 1 番）に学びます。第二章一にいう自由は法の下で保障される権利であり、両者は区別します。原典の語義と、本会が政治・地域の仕事へつなぐ読解を区分します。

https://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/

注 14　八正道の実践

愛知学院大学禅研究所、大野栄人「仏教の修行法と只管打坐（上）」『禅滴』平成 17 年度。正見・正思惟・正語・正業・正命・正精進・正念・正定の説明を参照します。政治や地域の仕事への接続は、本会の読解です。

https://zenken.agu.ac.jp/zen/text/h17.html

注 15　実践をめぐる本会の読解

王守仁『伝習録』巻上「徐愛録」の知行問答と良知の問答、巻中「答顧東橋書」の致良知・格物を論じる問答を参照します。主参照は王守仁著・山田準ほか訳注『伝習録』岩波文庫（国立国会図書館書誌 ID 000000705703）です。電子翻刻の該当箇所は、巻上の第 5・8 条、巻中の第 135 条（「來書云：聞語學者、乃謂即物窮理之說」で始まる段）です。通し番号は版によって異なるため、巻と問答名を併せて示します。原義では知行合一は知と行が本来一つであるという命題、致良知は良知を実現する工夫を指し、本会はこれを歩みの過程と目指す姿に置き換えています。持敬は程頤・朱熹の語、良知は『孟子』尽心上第十五章「所不慮而知者、其良知也」の語、致良知は王守仁の語で、本会は良知を『伝習録』の問答に即して用い、持敬と並べて置きます。知行合一と致良知を八正道・涅槃寂静へ結ぶ本会の読解は、修養の方向と目指す姿を示す再構成であり、王陽明の歴史的語義とは区分します。敬を、すべての姿勢を貫き保ち続ける態度と捉える読みは、程頤「主一之謂敬」（『二程遺書』巻十五）、朱熹「敬字工夫、乃聖門第一義、徹頭徹尾、不可頃刻間断」（『朱子語類』巻十二）の持敬の学びに拠ります。縁起と空から慈悲を介して敬を導く結び方は、本会の再構成です。

https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I000000705703

https://zh.wikisource.org/wiki/傳習錄/卷上

https://zh.wikisource.org/wiki/傳習錄/卷中

https://zh.wikisource.org/wiki/二程遺書/卷 15

https://www.shidianguji.com/zh/book/SK1308/chapter/1kg1sqjtraw4l

https://ctext.org/text.pl?if=en&node=1806

注 16　シラス

國學院大學「古事記ビューアー」葦原中国平定⑤の本文・注釈を参照します。古典の「知らす」に学び、本会はシラスを、人と暮らしを知り、何を考え何をしたのかを国民へ知らせ、届いた声に応答し、結果を記録して次へ渡す現代の統治方法として再定義します。

https://kojiki.kokugakuin.ac.jp/kojiki/葦原中国平定⑤/

注 17　近代以後に学び受け入れた政治思想・制度

明治期には、西洋起源の自由・平等・天賦人権などの政治思想が翻訳を通じて広まり、自由民権運動や憲法・議会をめぐる議論に影響しました。また、明治憲法制定に至る過程では、欧州の憲法・国制が調査され、日本の制度として検討・編成されました。戦後の日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原理とし、議会政治、司法による権利救済、地方自治等を制度化しています。本会は、これらを、近代以後に日本が世界から学び、自らの歴史の中で受け止めてきた政治思想と制度として位置付け、その成果を現代の立憲公徳民主主義に生かします。

主参照：国立国会図書館「自由民権運動と翻訳」／瀧井一博『文明史のなかの明治憲法―この国のかたちと西洋体験　増補』ちくま学芸文庫、2023 年。

注 18　民のかまど

舎人親王等編『日本書紀』巻第十一「仁徳天皇紀」。校注・現代語訳は、小島憲之ほか校注・訳『新編日本古典文学全集 3　日本書紀 2』小学館、1996 年（国立国会図書館書誌 ID 000002534552）を参照します。

https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I000002534552

注 19　十七条憲法

『日本書紀』巻第二十二「推古天皇紀」推古天皇十二年四月条。校注・現代語訳の参照資料は、前掲『新編日本古典文学全集 3　日本書紀 2』です。

本節の訓読引用は、有馬祐政編『勤王文庫』第 1 編（教訓集 第 1）、大正 8（1919）年の訓読を掲げるウィキソース「十七条憲法」（固定版 oldid=229744）に拠ります。第一条・第五条・第十条・第十五条は抜粋、第十七条は全文です。歴史的仮名遣いを残し、漢字は原則として通行字体に整え、括弧による読みを一部に付しました。句読点と引用箇所の区切りは本書の表記です。条文の現代語による説明と、決定への責任・検証の権利・再挑戦の保障への接続は、本会による要約と現代的な展開です。

第二章冒頭の「私を背きて公に向かう」は第十五条に拠ります。冒頭と第四章一では「背私向公」を「私を背きて公に向かう」と読み下し、第二章十の引用は底本の訓読「私を背いて公に向く」のまま掲げました。「足るを知る」は『老子』第三十三章「知足者富（足るを知る者は富む）」の語で、十七条憲法第十五条と結び、公職に就く者が自らに課す限度として読む構成は、本会による読解です。

https://ja.wikisource.org/w/index.php?title=十七条憲法&oldid=229744
https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I000000575181

注 20　目安箱と小石川養生所

日本医師会「創設 300 周年の小石川養生所跡を訪問」『日医 on-line』2022 年 12 月 5 日。小川笙船の目安箱への投書を契機として 1722 年に創設され、約百四十年間、江戸の貧しい町民へ無償医療を提供したと紹介しています。

注 21　公議所

国立公文書館「明治元年（1868）3 月―五箇条の御誓文が発せられる」及び同「変貌―6.公議所設置の布告」。明治元年 12 月の公議所開設布告、明治 2 年 3 月から 6 月までの会議、同年 7 月の集議院への改称を参照します。

注 22　日本未来プロジェクト

日本大調和会『日本未来プロジェクト　国家政策正本・財政持続可能性説明書』（令和 8 年 10 月 1 日付）。未来国債、未来家族資本、家族教育・食費資本、五つの国力への投資、未来クレジット、法定の財政の歯止めを定めます。二十年で最大二百兆円は法定の上限、約百七十五兆円は改革パッケージと労働生産性の伸び年二％を前提とした見通しの中心です。前提の一部が外れれば百三十～百七十兆円、生産性の伸びが年一％にとどまれば約百四兆円で、令和 20（2038）年度に停止を判定し、翌年度から適用する見通しです。個人には購入

額の五％の所得税の税額控除（控除対象は一人年一千万円の購入まで。引ききれない分は未来国債で加算）、国内の事業会社には購入額の三％の法人税控除を設け、十年以上保有した個人には相続税評価を五〇％とする特例（一人一億円まで）を置きます。税制の費用は毎年公表します。基準の債務比率約百九十一％は、本会の統合モデルの値です。前倒債などを除いた国の債務一一〇四兆円、地方の債務一九九兆円、名目 GDP 六九〇兆円（令和 9（2027）年度の見込み値）を出発点に、モデルの初年度の収支を加えて求めています。出発点の単純な比は約百八十九％で、差は初年度の収支分です。財務省が公表する国・地方の長期債務残高の比率（約百九十四％。年次と出典は試算表 14-3「前提」に示します）とは、国と地方の債務の範囲と GDP の前提が異なります。入力と算式は試算表 14-2 と計算プログラムに、出発点の値の出典は試算表 14-3「前提」に示します。本文の金額は同書によります。停止線とした「国の利払費が税収の四割」について、令和 7（2025）年度当初政府案の参考値では国債の利払費約十・五兆円に対し税収約七十八・四兆円で、比率は約一三％です。四割は、主な歯止め（債務の対 GDP 比を今の水準より上げない）と、実質の利払いが GDP 比二％に達したときの半減が先に働くことを前提に、それでも超えてはならない最終の停止線として置いた水準です。水準の妥当性は一周年再検証で確かめます。

注 23　暮らしの基盤保障

日本大調和会『暮らしの基盤保障　政策書』（令和 8 年 10 月 1 日付）と同「試算表 v3.2」。年の追加費用〇・七八七兆円（五年目）・一・七一一兆円（二十年目）、最低保障の対象約百十万人は同書の試算値で、公的住宅は八十万戸が目標値、約七十万戸が中心の見通しで、全国平均の計算です。地域の家賃の差、世帯の人数、障害・母子などの加算は、都道府県別の計算で反映します。

注 24　中庸・時中・中和／和して同ぜず

『礼記』中庸の「君子而時中」、同「知仁勇三者、天下之達徳也」（第二章七・十の智・仁・勇）等と、中・和・中和をめぐる議論、『論語』子路第十三の「君子和而不同」を参照します。本会は、中庸を、原則を保ちながら時と事情に応じて過不足を省み、時中を見極める判断の学びとして受け止めます。異なる立場と真実を持つ人々が事実を共有し、尊厳を保って共に働ける関係を「中和」と捉え、その形成を忠恕と政策判断から支える説明は、本会の現代的な再構成です。すべての利害が一致することや、不利益が消えることを意味しません。

注 25　礼と信

『論語』学而第一「礼之用、和為貴」「信近於義、言可復也」等を参照します。本会は、礼を敬意・けじめ・共同の作法として、信を言葉と行いの一致及び誤りを正す際の説明責任として現代の公徳へ接続します。

注 26　正名

『論語』子路第十三の正名の章、「名不正、則言不順」以下を参照します。本会はこれを、現代の国民主権と立憲主義の下で、政策名・役職名・権限・責任と実際の働きを正確に対応させる説明責任の学びとして用います。言葉の意味と使い方を公に開き、国民が名と実の一致を検証できる政治へ接続します。

注 27　恒産と恒心

『孟子』梁恵王上の「無恒産而有恒心者、惟士為能」以下の議論を参照します。本会は、生活の基盤と道義的な行為の条件を結ぶ古典の問いに学び、安定した生業を、自立と公徳を支える生活の基盤として捉えます。現代の雇用・住まい・社会保障・再挑戦の条件へ接続する部分は、本会の読解です。

注 28　四海兄弟と継承の物語

『論語』顔淵第十二、第 5 章（12.5）の子夏の言葉「四海之内、皆兄弟也」、『新撰姓氏録』の氏族系譜を参照します。人類を一つの一族とみること、日本を皇統を中心に受け継がれてきた一つの家とみることは、本会の倫理と歴史の受け止めです。記載氏族の系譜によって現代の国民全体の血縁を実証したり、古代に一律の加入制度があったと主張したりするものではありません。義解 序「その五」及び典拠 32・35 を参照してください。

皇統の血縁による継承と、国民全体を一つの家とみる比喩は区別します。「中心は血で守り、家は務めで開く」は、皇統の継承と、出自を越えて共に国を担うことを両立させる本会の原則です。国籍や在留、権利と義務は法に基づいて扱います。国籍と選挙資格・公職についての本会の制度提案は、第二章一と注 35 に記します。

注 29　皇統の継承と祭りと祈り

継体天皇・光仁天皇・光格天皇を傍系継承の例として参照します。各時代の即位事情を同じ理由や手続に還元せず、史料が伝える系譜と、皇統の内で継承を続けようとした歩みを受け継ぎます。祭りと祈りは本会が敬うお務めであり、歴代天皇の役割がそれだけであったとの説明ではありません。現在の法的地位と権能は、日本国憲法第 1 条・第 2 条・第 4 条に即して扱います。義解 序「その五」・第一章二・典拠 37・42、Q&A Q44 の 2・Q45 の 2 を参照してください。前文の「二千数百年」は伝承を含む皇統の継承観を表す言葉であり、各代の在位や系譜が同じ確かさで実証されているという意味ではありません。

注 30　列島の人々のつながりと固有の歴史

古代ゲノム研究が示す祖先の共有と地域ごとの違いを参照します。これを兄弟と読むのは、本会の倫理の立場です。遺伝的な共通性を、民族の自認、先住民族としての位置、国民の資格や権利を決める基準にはしません。研究の範囲と限界、アイヌの人々の法的位置付けは、義解序「その五」・典拠 39・40、Q&A Q99 の 2 に記します。

注 31　予算・決算検証委員会と「決算なくして予算なし」の原則

この原則は、前の実績と次の必要性を確かめてから予算を要求するための規範です。憲法第 86 条の内閣の予算提出、地方自治法第 211 条の長の予算調製・提出及び議会の議決の権限を、検証委員会へ移すものではありません。国では予算編成方針等、地方では法令に適合する条例・規則・予算編成要領等により、公開、説明及び要求審査の手続を定めることを提案します。

給付、契約、人件費又は維持管理費という名称の支出も、不可欠な支払と裁量的な追加を分け、例外の件数と金額も毎年検証します。詳細は義解第二章六・典拠 43・44・50、Q&A Q55 の 2 を参照してください。

https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000067

注 32　中今と本居宣長

本居宣長『續紀歴朝詔詞解』巻一・第一詔、十二丁裏。茨城大学図書館菅文庫所蔵、享和 3（1803）年刊、資料 ID 001000102558。宣長は「中今とは今をいふ也」とし、今の世を盛んな真ん中の世としてたたえる語と解しています。空の自覚の立ち位置として中今を置く結び方（第二章七）は、本会の読解です。本文では『続紀歴朝詔詞解』と新字で表記しています。

現在を過去と未来につながる今として生きる心得は、東京都神社庁「中今（なかいま）について教えてください」（2023 年 2 月 3 日）も参照します。宣長の語釈、後の受け止め、本会による縦横と公徳への接続を区別します。義解第一章三・典拠 45、Q&A Q4 を参照してください。

https://digitalcollection.lib.ibaraki.ac.jp/kan-kokusho/001000102558/

https://mamechishiki.tokyo/?p=465

注 33　清明心

清明心（せいめいしん）は、清く明るく、偽りのない、まことの心として受け止めます。「清き明き心」は「きよきあかきこころ」と読みます。國學院大學『Basic Terms of Shinto』の「Seimei, Akaki kiyoki kokoro」と、神社本庁「敬神生活の綱領」（群馬県神社庁掲載）を参照します。戦前の用例は文部省『国体の本義』（1937 年）に見えます。誤りの訂正、事実に基づく判断、説明責任へ結ぶ部分は、本会の公徳の実践です。清明心をもって自らを省み、自らに由る自由（注 13）へつなぐ結び方は、本会の読解です。義解典拠 46、Q&A Q22 を参照してください。

https://d-museum.kokugakuin.ac.jp/bts/detail/?id=3923

https://www.gunma-jinjacho.jp/chosha/

注 34　三つの学びに通じる倫理と実践

神道の清明心と敬神崇祖、仏教の縁起・慈悲と「自浄其意」、儒学の誠意・正心・修身・仁・忠恕を参照します。神道に学ぶ和は、神社本庁「敬神生活の綱領」の「むつび和らぎ」（注 33 の資料）に拠ります。仏教は天台宗「教え」、儒学は『大学』及び『論語』里仁 4.15・雍也 6.30 等を参照し、既存の注 11・13・15 と併せて読みます。

本会が共通の本質を見いだすのは、人や自然との関わりを自覚し、自らを省み、他者への誠実さを行いに表すという倫理と実践です。各伝統の成立史、教義、修行論は、それぞれの文脈に即して学びます。義解典拠 47、Q&A Q21〜24 を参照してください。

https://www.tendai.or.jp/oshie/

https://ctext.org/liji/da-xue/zh

https://ctext.org/analects/li-ren

https://ctext.org/analects/yong-ye

注 35　国籍・公職及び期限付き外国人就労の制度提案

現行制度は日本国憲法、国籍法、公職選挙法、出入国管理及び難民認定法等に即して扱います。本会の制度変更案については、憲法第 13・14・15・22・44・96・98 条、自由権規約第 25・26 条、人種差別撤廃条約第 1 条第 2 項・第 3 項及び第 5 条、児童の権利に関する条約第 10 条及び条約法条約第 27 条等との関係を検討します。国内の憲法改正によって条約上の義務が自動的に消えるわけではありません。

帰化した国民の立候補までの年数、国家の頂点の公職を出生による国民に限ること、機微な公職の適性評価と年数要件は、本会の価値判断を含む制度提案です。十年・十五年・二十年等が最適な期間として実証済みであるという意味ではありません。国籍法第 2 条は出生、第 3 条・第 17 条は届出による取得を定め、後二者を公職資格で出生に準じて扱うのは本会の制度設計です。目的への効果、より制限の少ない手段との比較、対象と期間の相当性を検証し、憲法及び国際約束との整合を示すことを、成立・施行へ進む条件とします。自由権規約委員会の一般的意見 25（1996 年）第 3・4 項は、出生による国民と帰化した国民との区別について第 25 条との適合性の問題が生じ得るとし、資格の条件に客観的で合理的な基準を求めています。米国憲法第 2 条第 1 節は大統領を出生による市民に限ります。帰化要件、申請中の者や未成年者の経過措置、国籍履歴と外国との利害関係の開示、外国代理人の登録、就労の期間・人数・企業負担の設計は、義解第二章一・第三章六、Q&A Q126〜147 を参照してください。

国籍・公職資格案の正式提案前には、政策調査会が現行制度と代替案を比較し、必要性、効果、権利への影響、対象と期間の相当性を示す論証書を公開します。六十日間、会員、当事者、外部の専門家の意見を募り、修正と回答を公表したうえで、総務会が確認します。合理的な根拠を示せない制限は見直します。

https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000147

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html

思想体系　正本図集

※図 2 は読み方、図 3 以下は図 1 の各段を分けて示したものです。語は正本の定義によります。三つの学びと三原理の九つの対応（図 9）、修養の方向と目指す姿（図 14）、縁起と空から敬を導く結び方（図 15）、三原理と国民主権の関係（図 19）など、本会の整理・再構成にあたる箇所は各図に明記しています。

図１　立憲公徳民主主義の全体像――前提から大調和へ（再掲）



図２　この図集の読み方


図2
この図集の読み方
前提 → 人と人 → 学び → 判断と実践 → 政治の原理 → 仕事と制度 → 目指す姿（敬は全体を貫く）
この図集は、人をどう見るかという前提から始め、人と人の間、学び、判断、政治の原理、制度へと、順に読めるように並べています。
各図は「定義」（正本の言葉）と「構図」（関係のかたち）で示します。語はすべて正本の定義によります。
前提
人間観と人生の五つの前提／中今／継承共同体・家族
図3〜6
人と人
幸せと不幸の入口／恕・忠・忠恕／中和と大調和
図7〜8
学び
三つの学び――神道・仏教（二枚）・儒学（二枚）
図9〜14
敬
全体を貫く態度。すべての姿勢を貫き、保ち続ける――縁起と空から敬へ
図15
判断と実践
事実・真実・現実／智・仁・勇／判断の流れ／十七条憲法
図16〜18
政治の原理
立憲公徳民主主義／公徳／立憲・民主主義・論事
図19〜21
仕事と制度
公準・全体最適・シラス／式部省／国籍と公職
図22〜24
目指す姿
全体像――中和を重ね、大調和へ（図1に先掲）
図1
日本大調和会 基本文章 正本　令和8年10月1日 ｜ 第一章・第二章・第四章
2

図３　人間観の五つの前提

図3　人間観の五つの前提

人とは何か――政治を考える出発点

人間観の五つの前提

人とは何か。本会が政治を考えるために、まず自らに置く前提。国民を評する物差しではない。

一　人は違う。

生まれた家庭も、育った土地も、引き受けてきた仕事も異なる。

二　人は間違う。

理由をもって決め、反対意見も記録し、結果から判断を改める。

三　人は欲を持つ。

権限は与えられた範囲で使い、約束はできることに限る。

四　人は一人ではすべてを見通せない。

違う意見を出し合い、最後は決め、反対意見も次の判断のために残す。

五　人の生には限りがある。

受け継いだ日本に必要な手入れと私たちの時代の仕事を加えて、次の世代へ渡す。

まず、公職に就く者自身に

間違い、欲を持ち、すべてを見通せない人間が、人から預かった権限を使う。だから本会から公職に就く者、及び就こうとする者は、私を背きて公に向かい、権限は与えられた範囲で使い、約束はできることに限り、足りないものは足りないと言う。足るを知ることが、私を公へ向ける始まりだと、本会は考える。

相手にも、自分にも

この前提は、相手にも、自分にも、同じようにあてはまる。自分だけが正しいと信じたとき、人は相手を否定し、関係は壊れる。――人は違い、人は間違うからである。

人は違う。人は間違う。――ここから、怒と忠恕が始まる（図7）

根には、人間観がある

立憲、公徳、民主主義の根には、限りある人間を前提にする人間観がある（第二章冒頭）。間違いを前提にするから、記録と検証、異論の扱いを仕組みにする。

※各前提の下の行は、正本が別の箇所で示す姿勢（第一章三・四、第二章冒頭・四）を対応させたもの。

図４　人生の五つの前提

図4　人生の五つの前提

人はどう生きるか――関係の中で生き、受け取り、手渡す

人生の五つの前提

人はどう生きるか。人間観の五つの前提と並べて置く、もう一組の前提。人が関係の中で生き、受け取り、手渡す存在であることを示す。

一　人は、自分のことをいつまでも分かりきれない。

二　自分の姿は、他人を通して見えてくる。

三　人は、誰かといるから、不幸にもなり、幸福にもなる。

四　人は、受け取ったものを誰かに手渡して、初めて次の世代へ引き継ぐことができる。

五　人は、一人では生きることができない。

二・三・五は、横のつながりに重なる

人生の前提の二・三・五は、第一章三の横のつながり（今を共に生きる私と貴方と社会）に重なる。人は、人との関係の中で、自分がここにいてよいのだと感じ、生きる意味を知り、幸せを覚える。けれども、同じ関係が、不幸の入口にもなる。

四は、縦のつながりへ

受け取ったものを誰かに手渡して、初めて次の世代へ引き継ぐ。先祖から私たち、そして子孫へ続く生命と歴史のつながり（第一章三）を、一人の人生の側から言い表す。

一人では生きられない。相手も自分も、思い通りにはならない。

身近な関係から、人類全体へ

身近な人との関係から出発し、この五つの前提を、人類全体へ広げる。大切な相手ほど、思い通りにはならない。自分もまた、思い通りには生きられない。だから、違う相手と関係を築く方法が要る（図7）。

※④→縦の軸、②③⑤→横のつながりの対応は、正本第二章冒頭による。「人は一人では生きることができない」を、本会は仏教の縁起と空に重ねて学ぶ（第二章七、図11）。

図５　中今――縦と横の交わる今

図5　中今――縦と横の交わる今

受け継いだ命と歴史、未来への責任を、現在の判断と行いに引き受ける立ち位置

中今　なかいま

悠久の過去から未来へと続く時の流れの中にある「今」。神社界では、その今に自らが生かされていることを自覚し、一刻一刻を大切に生きる心得として説かれる。本会は、受け継いだ命と歴史、未来への責任を、現在の判断と行いに引き受ける立ち位置として学ぶ。

縦の軸

先祖から私たち、そして子孫へ続く生命と歴史のつながり。父母にも父母があり、その先にも生命の連なりがある。

横の軸

今を共に生きる私と貴方と社会のつながり。家族、地域、職場で関わる人だけでなく、会ったことのない人の働きにも支えられ、自分の仕事も誰かの暮らしに届いている。

本居宣長は「中今とは今をいふ也」と説いた。この語は戦前、国家への献身を説く文書にも用いられた。本会は宣長の語釈に立ち返り、一人の人間が先祖と子孫の間に立つ現在の自覚の語として用いる（注32）。



誰もがそれぞれの縦と横を持ち、その交わるところに、今を生きる私がいる。貴方がいる。この立ち位置を自覚することを、本会は中今の考え方に結ぶ。

図６　継承共同体・家族・敬

図6　継承共同体・家族・敬

受け取ったものを手渡し合う関係を、家族から人類へ広げる

継承共同体

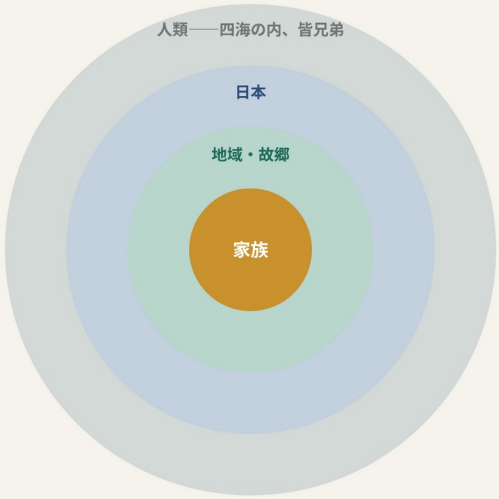
先人から受け取った国土、文化、技術、制度を手入れし、今の仕事を加えて次の世代へ渡していく共同体。日本を、この継承共同体として捉える。この列島の人々には、縄文以来の祖先を共有するつながりがあり、アイヌの人々、琉球の人々、本土の人々を、それぞれの歴史を歩んできた兄弟とみる。その違いを消さず、同じ家の兄弟として受け継ぐ。

家族

血や形によらず、受け取ったものを手渡し合う関係にある人々。親子、夫婦、養子、里親、共に暮らす者、よその子を我が子として案じる者。その関係の最も近い輪が家族であり、最も広い輪が人類。

敬 けい

人も、物事も、自分の務めも、粗末に扱わない姿勢。家族への愛を持ち続けることは、身近な者を粗末にしない姿勢を一日も欠かさないことであり、敬の最も身近な形（定義の全体は図15）。



人類は一つの一族であり、四海の内、皆兄弟。家族への愛を出発点に、全ての子を我が子と考え、その心を故郷へ、日本へ、世界へ及ぼす。近くから始めることは、遠くを閉ざす理由にはならない。

兄弟であることは、同じになる理由ではなく、互いの違いを侵さない理由。その心を礼をもって及ぼす。日本は、皇統を中心に系譜を語り継ぎ、外から来た人々もその歴史に加わって続いてきた一つの家。中心は血で守り、家は務めで開く。

家族を思い、故郷を思い、受け継いだ日本を大切にし、より良い姿で次代へ渡そうとする心を、愛国心の基に置く。家族への愛を自らの家族だけにとどめず、万人と万国へ向けて祈り続けること。そこに皇統の務めを見る。

敬をもって続ける――身近な者を粗末にしない一日を、欠かさない。

図７　怒・忠・忠恕

図7　怒・忠・忠恕

人は関係の中で幸せを知り、同じ関係で傷つく。だから、忠恕を互いに行う

怒 じょ

己の心を推して、相手の立場や事情、痛み、願いへ心を及ぼすこと。

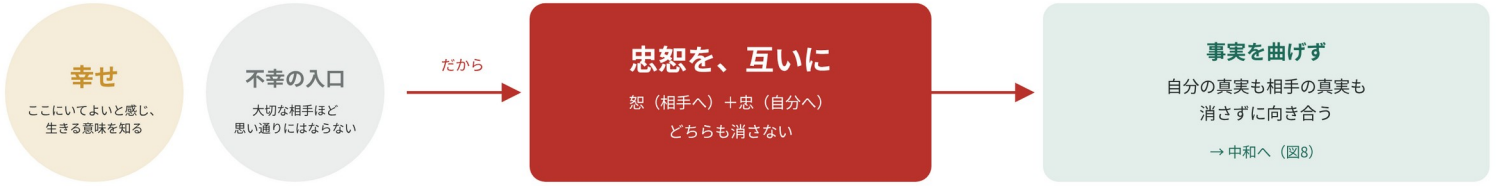
忠 ちゅう

自らの良心、志、言葉、務めに誠を尽くすこと。

忠恕 ちゅうじょ

公徳の実践の規範。事実に誠実であり、相手の事情にも心を及ぼし、双方に誠を尽くす。忠恕を互いに行い、事実を曲げず、自分の真実も相手の真実も消さずに向き合う。

なぜ、相手の立場に立つのか



自分だけが正しいと信じたとき、人は相手を否定し、関係は壊れる。――人は違い、人は間違うからである。だから、相手の立場や事情へ心を及ぼし（恕）、自分の良心と務めに誠を尽くす（忠）。

忠恕、全体最適、中庸と中和の関係は、第一章四と第二章三・七に示す（図8・図13・図17）

公職では、権限の使い方にまで

人との関わりを整えるこの努力を、公職では、預かった権限の使い方にまで及ぼす。それが、公職における公徳の現れ（図20）。公職にあっては、徳は予算や人事、制度の選択に現れる。誰の暮らしを支え、誰に負担を求めるのか。声を上げにくい人に何が起きるのか。次の世代には何が残るのか。

図８　中和と大調和

図8　中和と大調和

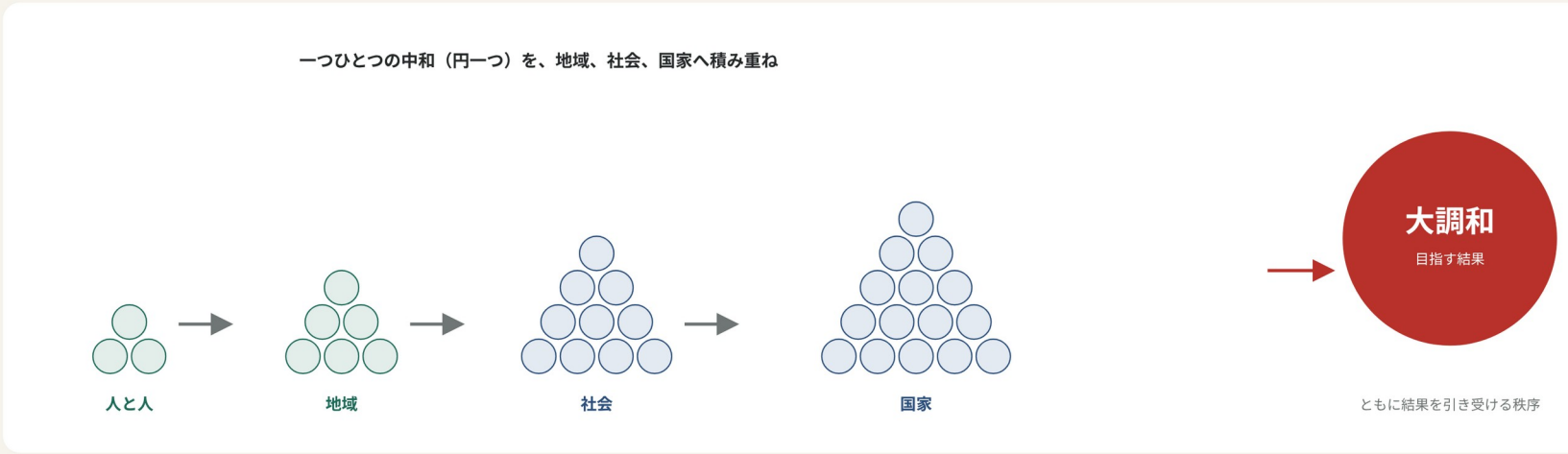
一つひとつの関係から、地域・社会・国家の秩序へ

中和 ちゅうわ

異なる立場と真実を持つ人々が、事実を共有し、それぞれの尊厳を保って共に働ける関係。異論や残る負担にも向き合い、その関係を保ち、改めていく。人と人との間では忠恕が、政策では全体最適と中庸が、その働きを支える。

大調和 だいちょうわ

異なる軸を持つ様々な立場の人々が、それぞれの尊厳と役割を保ち、事実を共有し、互いに論じ、公正な手続で決め、ともに結果を引き受ける秩序。大調和は目指す結果であり、シラスはその結果へ向かう統治精神。



大調和とは、異なるものが秩序の中で響き合い、違いを持った人々がそれぞれの尊厳と役割を保ちながら、共に生き、共に仕事を続けられる社会（第一章四）。違いを消すことではない。中和は、全ての利害が一致することや、不利益が消えることを意味しない（注24）。

一つひとつの中和を、地域、社会、国家へ積み重ね、その先の大調和を目指す。

中和を支える忠恕・全体最適・中庸の説明は、本会の現代的な再構成（注24）。第二章十は「家庭、地域、社会、国家、そして世界」とも記す。

図９　三つの学び――神道・仏教・儒学

図9　三つの学び――神道・仏教・儒学

受け継ぐ倫理と実践に、共通の本質を見いだす

三つの学び

日本大調和会は、神道・仏教・儒学から受け継ぐ倫理と実践に、人が多くの関わりに支えられて生きることを自覚し、自らの心と行いを整え、他者にまことを尽くすという共通の本質を見いだす。三つの学びを実践の支えとしながら、一人ひとりの信仰、思想、良心を尊重し、特定の信仰を参加の条件にはしない。公の判断は、憲法と法、公準、民主的な手続に基づいて行う。

神道

- 八百万の神への畏れと感謝
- 自然・祖先・皇統を受け継ぐ心
- 中今を生きる姿勢
- 清明心――清く明るく偽りのない心
- 和
- かんながらの畏れ

図10

仏教

- 四法印――諸行無常・諸法無我・一切皆苦・涅槃寂静
- 縁起・空
- 慈悲
- 八正道
- 自浄其意

図11・図12

儒学

- 仁・義・礼・信
- 忠恕
- 誠意・正心・修身
- 格物致知
- 中庸・時中／正名／恒産・恒心／公論
- 良知・知行合一・致良知
- 敬（持敬）

図13・図14

三つの学びと三つの原理の対応（九つ。本会の整理）

	日本的立憲	公徳	日本的民主主義
神道	中今・畏れと感謝	清明心	和
仏教	無常・苦	慈悲・八正道	縁起
儒学	義・誠意・正心・修身	仁・忠恕	公論

共通して学ぶもの

関わりを知る
多くの関わりに支えられて生きることの自覚

自らを修める
自らの心と行いを整える

誠を尽くす
他者にまことを尽くし、行いに表す

敬（人も物事も自分の務めも粗末に扱わない姿勢）は、第二章七で三つの学びを貫き保ち続ける態度と定義され、図15に置く。各伝統の成立史、教義、修行論は、それぞれの文脈に即して学ぶ。古典の語義と、本会が現代政治へつなぐ読解は区別する（注34）。

神道に中今の立ち位置・畏れ・清明心、仏教に縁起・空・慈悲、儒学に忠恕・持敬・良知――中今から一本に結ぶ（図15）。三学と三原理を結ぶ構成は本会の読解。

図 10　神道に学ぶ——畏れと感謝、清明心、和

図10　神道に学ぶ——畏れと感謝、清明心、和

受け継いだものへの感謝を、目の前の人と公の仕事への誠実さに表す

畏れと感謝

八百万の神への畏れと感謝、自然・祖先・皇統を受け継ぐ心と、中今を生きる姿勢を、神道から学ぶ。神道の祈りに、祖先、自然、今を共に生きる人々への畏れと感謝を学ぶ。

清明心 せいめいしん

清く明るく、偽りのない、まことの心。本会はこれを、自らを省み、人や物事に誠実に向き合う姿勢として受け止める。戦前に国民の忠誠の語として説かれた歴史は知ったうえで、国民に求める徳目ではなく、公職に就く者が自らに課す。

かんながらのみちに学ぶ畏れ

生命や自然、人との関係に支えられて生きていることを知り、それらを慎んで受け止める心。良知に従って生きることのできる環境も、多くの生命と人の営みから受け取っている。受け取った生命と暮らしへの畏れを、環境を大切にし、より良い姿で次の人へ残す責任として捉える。

神道に学ぶことを、日々の仕事に表す

1. **誤りを認めて改める**
 誤りの訂正を、公の仕事の作法に
2. **言葉にしたことを行いに表す**
 約束した務めを果たす
3. **清明心を養う**
 事実に基づく判断と説明責任へ
4. **受け継いだものへの感謝**
 目の前の人と公の仕事への誠実さに
5. **和**
 事実と理由で論じる話し合いに生かす（第二章四）

和 わ

日本伝統の八百万の神に、土地や営みごとに異なる存在と働きを受け止める心を学ぶ。山や川、田畑、家、仕事、祭りには、それぞれの意味と、それを担ってきた人々がいる。神道に学ぶ和を、事実と理由で論じる話し合いに生かす。

敬神崇祖と中今

注34は、神道の清明心と敬神崇祖を参照する。中今（図5）は、神道が説く「今に生かされている自覚」を、一人の人間が先祖と子孫の間に立つ立ち位置として受け取ったもの。

清明心は、誤りの訂正、事実に基づく判断、説明責任へ結ぶ——これは本会の公徳の実践である（注33）。

神道の祈りに、祖先・自然・今を共に生きる人々への畏れと感謝を学ぶ。——それを、公の仕事への誠実さに表す。

図 11　仏教に学ぶ（一）——四法印、縁起、慈悲

図11　仏教に学ぶ（一）——四法印、縁起、慈悲

変化する現実と、多くの関わりに支えられた生へ目を向ける

四法印 しほういん

諸行無常、諸法無我、一切皆苦、涅槃寂静。条件によって生じたものは移り変わり、自分も他との関係を離れた固定不変の存在ではない。変わるものを思いどおりにつかみ続けようとすれば、苦が生じる。貪りや怒り、無知による煩悩が静まった境地を、涅槃寂静として学ぶ。

縁起と慈悲 えんぎ・じひ

無常・縁起は、変化する現実と、多くの関わりに支えられた生へ目を向けさせる。自らの心を整え、智慧と慈悲をもって他者の苦しみに向き合う。その教えを日々の行いに表す。

四つの印（しるし）

諸行無常
条件によって生じたものは、移り変わる

諸法無我
自分も、他との関係を離れた固定不変の存在ではない

一切皆苦
変わるものをつかみ続けようとすれば、苦が生じる

涅槃寂静
貪り・怒り・無知による煩悩が静まった境地

政治での意味

無常	変化する現実へ目を向ける。思うような結果が出なければ、理由を調べて改める。
縁起・空	条件によって生じ、多くの関わりに支えられた生。いかなるものも、それだけで成り立つ不変の実体を持たず、関わりの中でのみ在る（空）。人生の前提「人は一人では生きることができない」を重ねて学ぶ。自らに由る自由へ開く（第二章七、図15）。
慈悲	智慧と慈悲をもって他者の苦しみに向き合う。その教えを日々の行いに表す。
論事に生かす	神道に学ぶ和、仏教に学ぶ慈悲と縁起、儒学に学ぶ忠恕を、事実と理由で論じる話し合いに生かす（第二章四）。

執着に惑わされず涅槃寂静に学ぶ——修養の目指す姿（図14）。八正道は、そこへ向かう八つの修養（図12）。

原典の語義と、本会が政治・地域の仕事へつなぐ読解は区分する（注13）。注34は、仏教の縁起・慈悲と「自浄其意」を、三つの学びに通じる倫理と実践の参照先に挙げる。

図 12　仏教に学ぶ（二）——八正道と日々の仕事



図 13　儒学に学ぶ（一）――修養と、人との関係を整える

図13　儒学に学ぶ（一）――修養と、人との関係を整える

誠意・正心・修身、格物致知、仁・義・礼・信、中庸・時中、正名、恒産・恒心

誠意・正心・修身

誠意は自分を欺かず誠を尽くすこと、正心は感情の偏りを省みて心を正すこと、修身はそれを日々の生活に現すことへつながる。家族や地域、国をよくしようとする者が、身近な務めを粗末にしない。

格物致知 かくぶつちち

『大学』の格物・致知。本会は、現場に足を運び、資料と記録を調べ、同じ事実の下で暮らす人の話を聴くことに生かす（現場・資料の調査に生かす説明は本会の実践上の読解、注11）。格物致知と忠恕を、判断に先立つ日々の仕事とする。

仁と義 じん・ぎ

仁をもって人を慈しみ、義をもって私益に偏らず道理を求める。その責任を、自らに課す。儒学は、自らを修めることと、人との関係を整えることを結ぶ。

礼 れい

意見が対立するときにも相手を一人の人として遇し、率直に論じ、共に仕事を続けるための作法。敬意とけじめを言葉と振る舞いに表し、和と節度をともに保つ。

信 しん

言葉と行いを一致させ、約束した務めを果たすことによって育てる。約束を守る責任と、誤りを正す責任の双方に表れる。

中庸・時中 ちゅうよう・じちゅう

偏りと過不足を省み、時と事情に応じて道理にかなう判断を選ぶ姿勢。「時中」には、守るべき原則を保ちながら、その時に最も適切な手段と程度を見極める問いがある。

正名 せいめい

名を正し、言葉と実際の働きのずれをただす『論語』の問い。政策の名称、役職、権限、責任を正確に示す政治へ生かす。

恒産・恒心 こうさん・こうしん

人が道義と責任をもって生きるためには、暮らしの見通しが必要であるという孟子の問い。安定した生業を、自立と公徳を支える生活の基盤として捉える。

公論・和して同ぜず

礼、信、中庸、正名、公論の学びを、共に暮らし働くときの判断と行いに生かす。「君子は和して同ぜず」――相手を尊重し、共に仕事をしながら、自ら考える責任。異論を恐れず、同調を求めず、理由をもって決め、反対意見も記録し、結果から判断を改める。

儒学の学びは、公論・論事（図21）、公準（図22）、公徳（図20）へ生かす。良知・知行合一・致良知は図14、敬は図15。

図 14　儒学に学ぶ（二）——良知、知行合一、致良知

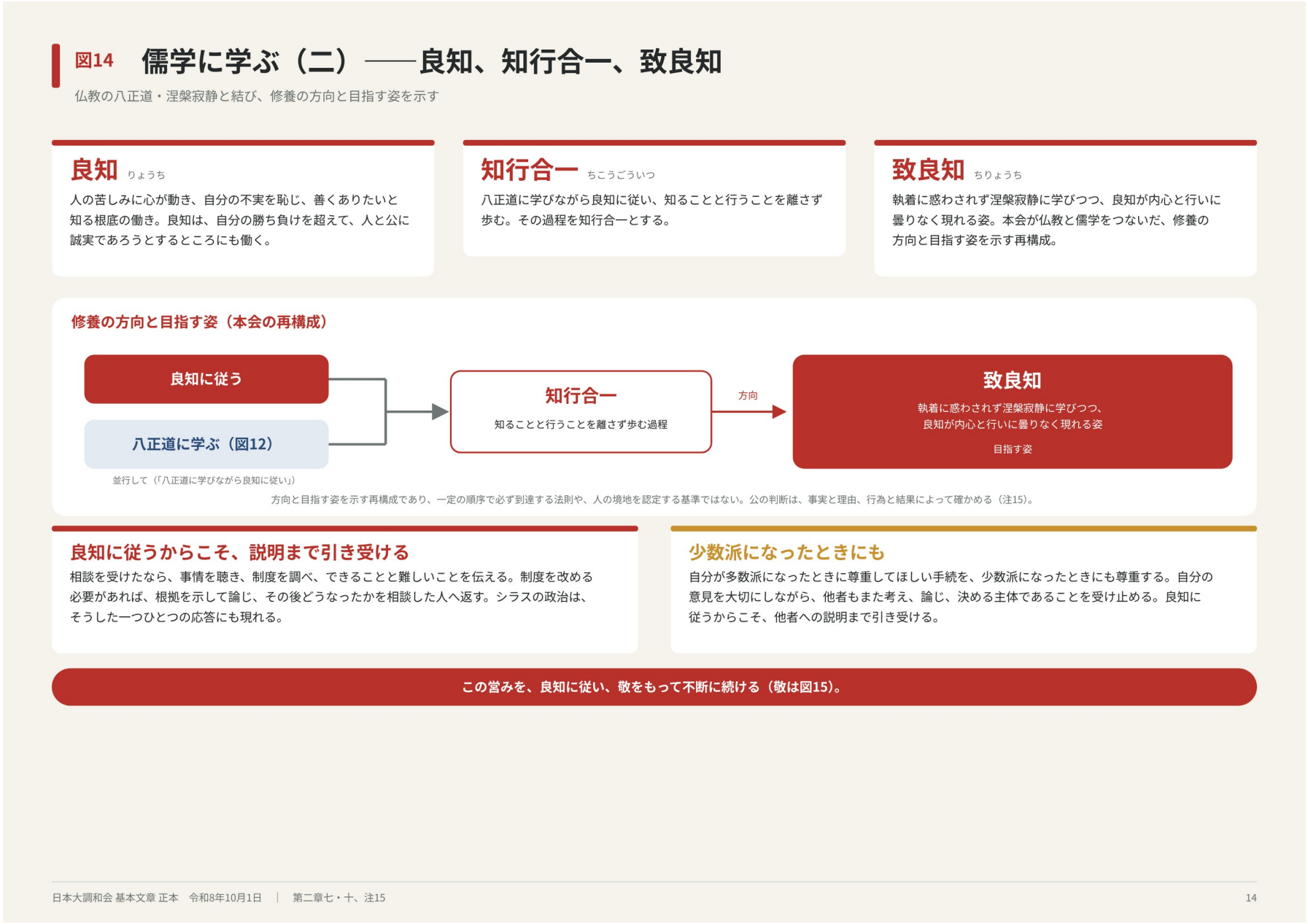
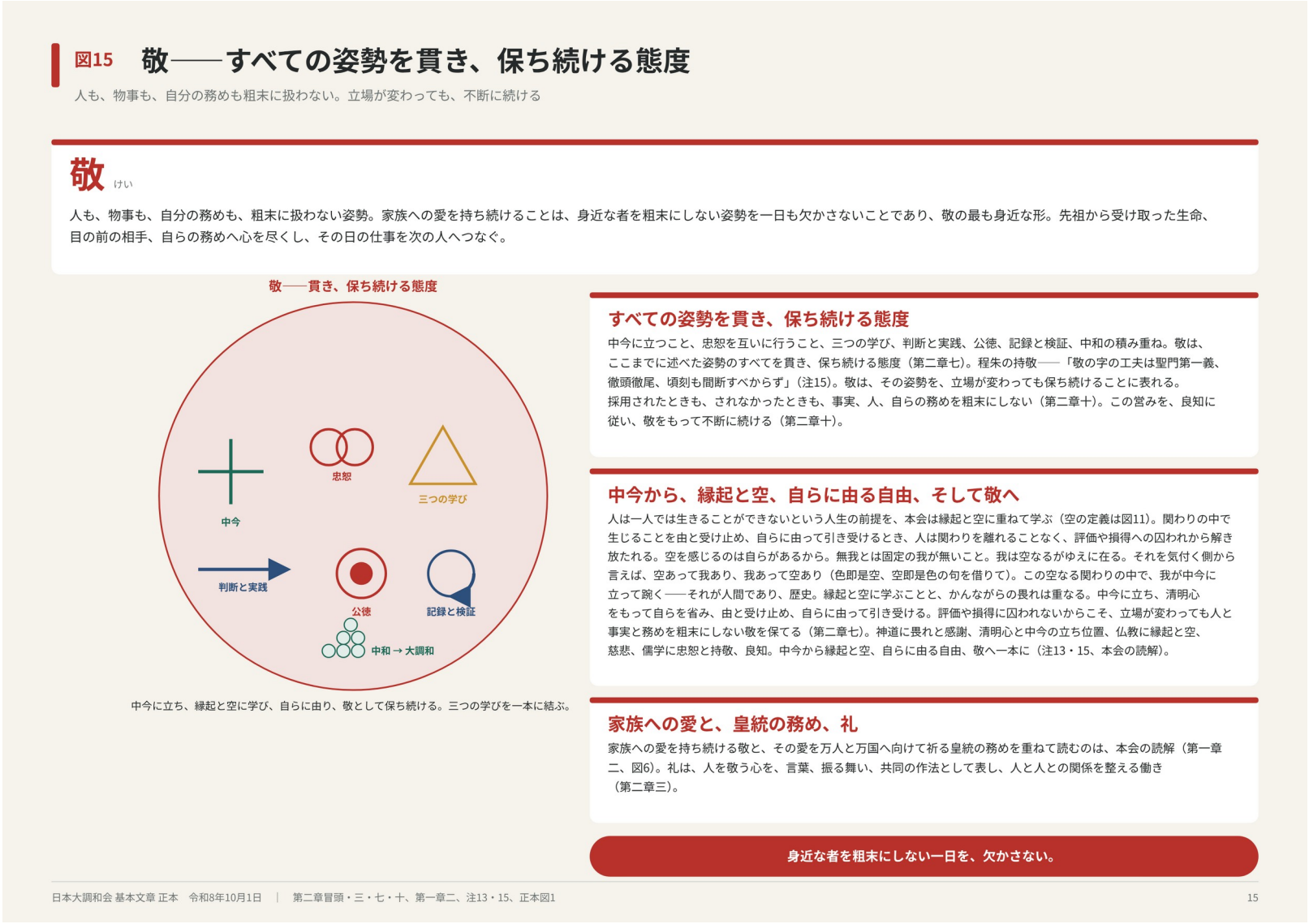


図 15　敬――すべての姿勢を貫き、保ち続ける態度



補注　図中の「関わりを離れることなく」は、危害のある関係にとどまることを求める意味ではありません。自他の尊厳を守るために関係から離れ、相談し、救済を求める自由を含めて読みます（第二章七）。

図 16　事実・真実・現実と智・仁・勇

図16　事実・真実・現実と智・仁・勇

三つを混同せず、確かめ、寄り添い、引き受ける

事実 じじつ

そこに在るものと、実際に起きたことのすべて。資料、記録、数字、法令、現場から確かめる。

真実 しんじつ

同じ事実の前に立つ、一人ひとりの心に宿るもの。痛み、喜び、不安、願いとして受け止める。

現実 げんじつ

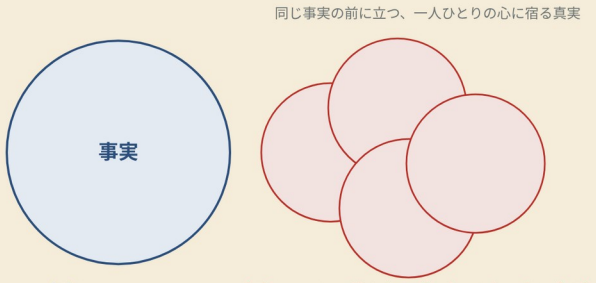
無数の事実と無数の真実が重なり合い、社会全体を取り巻く実態。制度、財源、人員、時間、地域差、将来への影響まで重なった中で判断する。

智――事実を確かめる

仁――一人ひとりの真実に寄り添う

勇――現実の中で決めて行い、結果を引き受ける

現実――無数の事実と無数の真実が重なり合う実態



三つを混同しない

政治は、事実を曲げず、真実を切り捨てず、現実から逃げない。資料、記録、数字、法令、現場から事実を確かめ、痛み、喜び、不安、願いとして一人ひとりの真実を受け止め、制度、財源、人員、時間、地域差、将来への影響まで重なった現実の中で判断する。

事実は一つでも、真実は一つとは限らない。智・仁・勇の三つを、公の仕事に働かせる。第十条「我必ずしも聖に非ず。彼必ずしも愚に非ず。共に是れ凡夫のみ」の自己省察を伴う（図18）。

理性と心を調和させ、手段の正しさを人間の幸福という目的へ向ける。

理性、合理性、効率は、複雑な課題を解き、限られた資源を生かすための政治の重要な手段。政治の目的は、人が幸福を感じ、尊厳を保ち、愛と信頼の中で生き、共同体と文化を育み、明日への希望を持てる社会を築くことにある。

図 17　判断と実践の流れ

図17　判断と実践の流れ

学びを日々の仕事にする――調べ、判断し、行い、結果を確かめる

中今に立って、今の務めを引き受ける。清明心をもって自らを省み、忠恕をもって人に向き合う。その姿勢を、調べ、判断し、行い、結果を確かめる日々の仕事へ移す。

1　中今に立つ

受け継いだものと未来への責任を、現在の判断に引き受ける。

図5

2　省み、向き合う

清明心をもって自らを省み、忠恕をもって人に向き合う。

図7・図10

3　調べる――格物致知

現場に足を運び、資料と記録を調べ、人の話を聴く。数字と事情を共に欠かさない。

図13・図16

4　判断する――中庸・時中

守るべき原則を確かめ、偏りと過不足を省み、財源・人員・時間・将来への影響も見渡して、その時と状況にふさわしい手段を選ぶ。

図13

5　行う――知行合一

決めたことを行いに移し、暮らしの変化へつなぐ。

図14

6　確かめ、次へ渡す

思うような結果が出なければ、理由を調べて改める。経過も残し、次の判断へ渡す。

図23

結果を新たな事実として確かめ、次の判断へ返す（3へ戻り、4で判断する）

積み重ねて、大調和へ

異なる立場の人々が、それぞれの尊厳を保ち、共に働ける中和を積み重ね、地域、社会、国家の大調和を目指す。この営みを、良知に従い、敬をもって不断に続ける。

事実を智で確かめ、真実に仁で寄り添い、現実を勇で引き受ける。中庸で時中を求め、知行合一で仕事へ移す。

図 18　十七条憲法――和し、論じ、私を公へ向ける

図18　十七条憲法――和し、論じ、私を公へ向ける

自己省察・公論・協働の教えを、決定への向き合い方として受け継ぐ

十七条憲法 じゅうしちじょうけんぽう

『日本書紀』は、推古天皇十二年（604年）に十七条憲法が作られたと伝える。現在の憲法とは役割を異にし、政治を担う者の心構えと統治の規範を示した文書。本会は、和、公論、自己省察、公への責任を学びとして受け継ぎ、立憲主義と国民主権の下における決定への向き合い方へつなぐ。

第一条

和して事を論じる

「和を以て貴しと為し」「事を論ふに諧へば、則ち事理自ら通ず」。立場や考えが異なる人々が、事実と理由を持ち寄り、率直に論じられる関係を育てる。

第十条

自他の不完全さを省みる

「我必ずしも聖に非ず。彼必ずしも愚に非ず。共に是れ凡夫のみ」。自分も相手も誤り得る人間であることを省み、一人が正しいと思うときにも、人々と共に行う。

第十七条

大事は独断せず、公正に論じて決める

「夫れ事は独り断む可らず。必ず衆と与に宜しく論ふべし」。重要な決定を公論へ開くことと、日々の仕事を適切な担い手へ任せることの両方に生かす。

第五条

声の大きさで判断を曲げない

賄賂によって、財のある者の訴えは通り、乏しい者の訴えは受け止められないという問題。声の大きさ、財力、役職、親しさによって判断を曲げず、声を届けにくい人の事情を確かめる。

第十五条

私を背きて公に向かう

「私を背いて公に向くは、是れ臣の道なり」。公の仕事を自分の勝ち負けより重く受け止める。少数派になっても決定に従い、役割の範囲で誠を尽くし、将来の変更を求める権利を持ち続ける。

検証する権利と、挑み直せる環境（第二章十（四）（五））

公の判断を受ける人には、根拠となる事実を知り、判断の過程と結果を検証し、異論や新たな提案を次の決定へつなぐ機会を保障する。人が何度でも学び直し、挑み直せる社会を目指す。一度の不採用、敗北、失敗によって、暮らしの基盤、社会とのつながり、次に参加する機会が失われないようにする。

決定・実行・検証・再挑戦を、大調和へつなぐ。――正当に決まった総論に従い役割を果たすことと、検証しより良い提案を次へつなぐことを、共に公を担う者の責任とする。

日本大調和会 基本文章 正本　令和8年10月1日 ｜ 第二章十、注19　18

図 19　立憲公徳民主主義とは



図 20　公徳――徳を公にする

図20　公徳――徳を公にする

家庭から国家まで、横の関係と縦の関係に及ぶ。公職では権限の限度として現れる

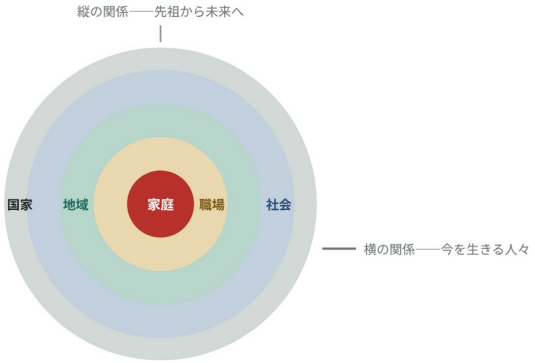
公徳 こうとく

徳を自分の内にとどめず、公のために働かせる。それが、公徳。自分を善くするために養った徳を、自分の内にとどめず、人との間に働かせる。家庭を支え、仕事を果たし、地域を守る。その行いによって、共に生きる人の暮らしがよくなり、自分の暮らしも支えられる。

公徳の射程

公は、国家や役所から、私と貴方が関わる家庭、職場、地域、社会まで、人と人が共に担うところにある。公徳は、今を生きる人々の横の関係と、先祖から未来へ続く縦の関係の双方に及ぶ。情けは人のためになり、公のためになり、巡って自分のためにもなる。自利・利他・公益は、切り離すものではない。公徳は、自分だけに犠牲を求めるものではない。

公は、どこにあるか



公職に就いたら――権限の限度を自らに課す

1. **足るを知る**
 足るを知ることが、私を公へ向ける始まり（『老子』、注19）
2. **私を背きて公に向かう**
 十七条憲法第十五条。権限は与えられた範囲で使い、約束はできることに限り、足りないものは足りないと言う
3. **反したときは記録に残す**
 式部機能の記録に残し、誰でも後から確かめられる形にする

人との関わりを整える努力（忠恕）を、公職では、預かった権限の使い方にまで及ぼす。それが、公職における公徳の現れ。

人に公徳と責任を求める政治は、人がその責任を果たせる条件を整える責任も負う（経世済民、恒産・恒心）。

図 21　日本的立憲・日本的民主主義・論事

図21　日本的立憲・日本的民主主義・論事

権限を法に置き、事実と理由で論じ、手続で決め、反対意見を残す

日本的立憲

国家に必要な権限の根拠と限界を憲法と法に定め、その力を、今を生きる国民と先祖から子孫へ続く時間に責任を持って用いる政治。統治する者も法に従う。権限を行使するときは、何を根拠に、誰が、いつまで、いくら使って行うのかを示す。非常時の権限も、事由ごとに発動条件、指揮系統、対象、期間、継続承認、終了条件を法定する。

日本的民主主義

違う意見を出し合い、最後は決め、反対意見も次の判断のために残す民主主義。選挙に加え、議会、表現と結社の自由、少数意見の保障、司法救済、政権交代の機会を備え、国民が政策形成にも参加することで育てる。すべての有権者が自由な意思で一票を使える環境を整え、投票率一〇〇%を目指す。

論事 ろんじ

人や立場ではなく、事実と理由に基づいて事を論じること。民主主義の中心に置く。異なる経験を持つ人が資料に照らして事実を確かめ、費用、利益、負担、危険を比べ、理由を出し合う。当事者、専門家、選挙で選ばれた代表、公募や抽選による国民が参加する場を設ける。神道と十七条憲法に学ぶ和、仏教に学ぶ慈悲と縁起、儒学に学ぶ忠恕を、この話し合いに生かす。

論じ、決め、残す

事実を確かめる（資料に照らして） → 比べる（費用・利益・負担・危険） → 理由を出し合う（人や立場ではなく） → 手続で決める（総論を定める） → 反対意見を残す（次の判断のために）

十分に論じた後は、定められた手続で結論を出す。多数決で決めたことも、基本的人権を侵す理由にはならない。反対意見、留保、採用しなかった理由は記録に残し、決定後も批判し、見直しを求める自由を守る。

公論 こうろん

五箇条の御誓文の五か条――①万機公論に決す（論事・日本的民主主義）、②上下心を一にして（中和・シラス）、③官武一途庶民に至るまで各其の志を遂げ（大御宝・安寧と再挑戦）、④旧来の陋習を破り天地の公道に基づく（公準の修正可能性）、⑤智識を世界に求め（学び・国力）――を本会の原理に重ねて読む（第二章八、本会の読解）。公議所は国の大事を公論へ開き、目安箱は一人の町医者の提案が行政の仕事へ移った例（小石川養生所）。

教育勅語の徳目

父母に孝、兄弟に友、夫婦相和し、朋友相信じ、恭倹、博愛、学問、徳器、公益、国法、危機のときの義勇――家族への愛から今を共に生きる人々へ輪が広がる順序を、本会の横の軸に重ねて、人と人の間の徳として受け継ぐ（第二章八①～⑪、本会の言い換え）。義勇の守る対象は、原文の「皇運を扶翼す」を示したうえで家族と隣人と国に置き直す（本会の読み替え）。徳目を臣民の務めとして国家への献身に束ねた枠組みと奉読の運用は、1948年の両院決議とともに歴史として学ぶ（注5）。

和して同ぜず――異論を恐れず、同調を求めず、理由をもって決め、反対意見も記録し、結果から判断を改める。

図 22　公準・全体最適・シラス



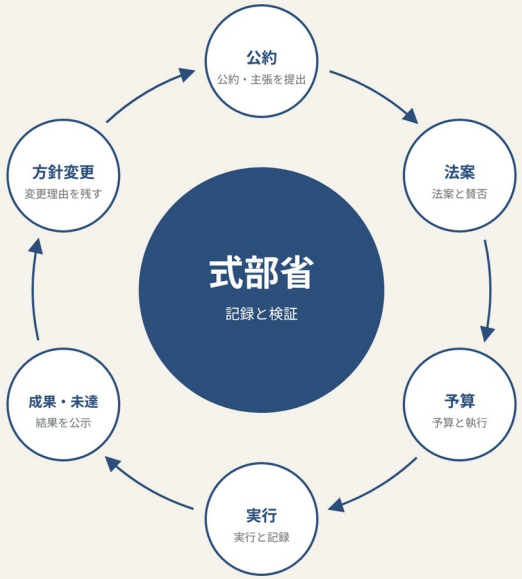
図 23　式部省――統治を記録し、検証する

図23　式部省――統治を記録し、検証する

記録する機関を、誰がどう確かめるか

式部省 しきぶしょう

公約から法案、予算、実行、成果、未達、方針変更まで、統治の仕事を一続きで記録し、国民が後から確かめられるようにするとともに、事業の効果を検証し、改善を勧告するための本会の構想。国会、内閣、司法のいずれにも属さない独立機関。



決算なくして予算なし――新規事業は事前評価、裁量的な増額は前年度の検証と理由の公開

構成と任命

七人の合議制、長は互選。任期六年、再任なし。二年ごとに二人・二人・三人が交代。
公募・推薦 → 両院合同の公開審査 → 両院の同意を得て内閣が任命し、天皇が認証（検査官・人事官と同じ形式）。
自主憲法では天皇の任命を国事行為とする形を検討。

記録と評価

基本提出制――政府・政党・議員・行政機関が提出し、公文書・議事録・採決・予算決算と照合して公示。
提出がなければその事実を残す。国政選挙の前に、前回の公約と結果を比べて示す。
予算・決算検証委員会――全事業を毎年度棚卸し、三年目に中間評価、五年目に総合評価。決算なくして予算なし（法令上の給付・契約上の支払・緊急対応・生活と安全の経費は止めない）。

式部省自身を確かめる

任免・懲戒を決めず、法律・予算・執行・司法の最終判断は権限を持つ機関が担う。兼任を制限し、利害案件に関与させない。解任は重大な職務違反等に限り、弁明・理由公表・司法救済を保障。
政治的又は裁量的な理由で記録を隠す権限はない。独自の予算要求権（原案を内閣と国会へ同時提出）。三年ごとに国会が公募で選ぶ利害関係のない専門家が外部評価。年度報告は六か月以内、勧告への回答は六十日以内。

段階実装：党内 → 任意の連携 → 公開・検証基盤 → 自主憲法に根拠を置く式部省

憲法上の機関とする前に、既存機関を共通の記録方式で結ぶ案と比較し、費用と分担を公開して必要性を確かめる。

図 24　国籍と公職



補注　図中の「子は出生による国民」は、子本人が出生により日本国籍を取得した場合を指します。親の帰化歴による世襲的な制限は設けず、子本人が帰化で取得した場合は本人の取得区分に基づきます。国籍法第 3 条・第 17 条の取得を出生に準じて扱うのは本会の将来の公職資格案であり、現行法の出生取得との同一化ではありません（第二章一・注 35）。